

平成23年12月16日（金曜日）

○議事日程（第1号）

平成23年12月16日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第33号 東庄町弓道場の設置及び管理に関する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第34号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第36号 平成23年度東庄町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第37号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第38号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 陳情第 3号 関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める陳情
- 日程第14 陳情第 4号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第15 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

- 1番 林 俊之君
2番 大 網 正 敏 君
3番 石 毛 藤 樹 君

4番	花	香	孝	彦	君
5番	佐久間	義	房		君
6番	板	寺	正	範	君
7番	城之内	一	男		君
8番	高	木	武	男	君
9番	林		甚	一	君
10番	鈴	木	正	昭	君
11番	多	田	和	弘	君
12番	土	屋		進	君
13番	山	崎	ひろみ		君
14番	宮	崎	正	吾	君
15番	高	嶋	雅	弘	君
16番	鎌	形	寿	一	君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩	田	利	雄	君
副町	長	清	水	正	幸	君
監査委員		北	山	武	彦	君
まちづくり課	長	相	馬	良	男	君
総務課	長	菅	谷	武	男	君
病院事務	長	宇ノ澤		康	成	君
町民課	長	池	永	芳	則	君
健康福祉課	長	林		敏	行	君
会計管理者		鈴	木		努	君
農業委員会事務局	長	金	島	正	好	君
教育委員会委員	長	向	後	元	道	君
教育	長	小	澤		茂	君
教育課	長	五十嵐		秀	司	君

○出席事務局員（3名）

事務局長 林 泰 雄
次 長 青 柳 清 子
主 査 林 昌 樹

(午前10時00分 開会)

議長（鎌形寿一君）

ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから、平成23年12月東庄町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番 宮崎正吾君、2番 大網正敏君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番（高嶋雅弘君）

それでは、平成23年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月9日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案7件、陳情2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から22日までの7日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程し、採決を行います。次に、議案第33号から議案第38号を順次上程し、質疑・採決を行います。次に、陳情2件を上程し、所管の常任委員会に付託して、散会いたします。

第2日目の17日から21日までは休会とします。この間、19日午前中は総務産業常任委員会を、午後には文教福祉常任委員会を議員控室にてそれぞれ開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日、22日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、各常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月22日までの7日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの7日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成23年9月1日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、下段であります。総務課の防災関係でございますけれども、11月3日に長野県飯綱町と大規模災害時における相互応援協定を締結いたしました。友好関係をさらに深め、大規模災害時にはそのきずなによって両町が助け合うこととなると存じます。

次に2ページ目、上段に住家災害見舞金のお届け状況を掲載しております。本年5月の支給開始以来、件数で771件、金額で2,357万円を支給させていただいております。

次に、企画財政関係の地区集会施設補助金でございますが、地震災害を受けた集会施設の修繕費として3地区の施設に補助金を交付いたしました。これからも各地区の集会施設の災害からの復旧をお手伝いしてまいりたいと存じます。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますが、町県民税等の更正分納入通知書及び未納者に対する督促状を記載のとおり発送しております。これからも徴収率の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、7ページ目、環境関係の空間放射線量の測定でございますが、計数的に国の基準値を下回っているところでございます。今後も定期的に測定を続けてまいりたいと存じます。

次に、8ページ目、中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、9月29日に金婚・米寿をお祝いする会を開催し、さらに9月16日に記載のとおり敬老祝金の贈呈を行いました。また、満100歳のお祝いということで、10月26日に3名の方のお宅にお伺いをし、お祝いの品等を贈呈してまいりました。さらに10月2日、220人の参加をいただきまして、高齢者いきいきレクリエーションを開催しております。今後とも高齢者が生きがいのある環境づくりに向けて、各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページの目の衛生、保健関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、11ページ目、中段に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。これからも老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、12ページ目、まちづくり課の建設関係でございますが、道路災害復旧工事等31件、総額で1億5,528万9,000円余りの工事を発注いた

しました。

また、14ページ目、上段の住宅関係でございますが、被害住宅の再建資金利子補給事業に16件のお申し込みをいただいております。

さらに、15ページ目の中段の農林災害復旧工事でございますが、8カ所、総額で5,680万5,000円の発注を終えているところでございます。生活及び産業基盤の早期復旧を進めているところでございます。

次に、16ページ目、上段、商工・観光関係でございますけれども、観光ガイドブックの作成事業を委託いたしました。また、11月3日には第24回東庄ふれあいまつりが開催をされております。町内外から1万8,000人のご来場をいただき、盛大な催しとなりました。

最後に18ページ目、東庄病院関係でございますが、上部消化管汎用ビデオスコープ及び大腸ビデオスコープを購入し、医療機器のさらなる充実を図ったものでございます。今後とも旭中央病院と連携を図りながら、医療体制の確保に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。19ページをごらんください。

1の教育委員会関係ですが、定例教育委員会を3回と臨時教育委員会を1回行いました。10月3日の第2回臨時教育委員会は教育委員長及び職務代理者の選挙であり、委員長に向後元道氏、職務代理者に小林衛治氏が選出されました。

2の学校教育関係の、(1)就学時健康診断は、該当者95名、全員実施、終了いたしました。(3)契約関係は、そこに掲載してあるとおりですので、ごらんください。

20ページに移ります。3の生涯学習関係ですが、第50回町民運動会は10月9日、東庄中学校を会場に1,100名の参加、第37回町文化祭が11月3日に約8,500名の参加があり、ともに盛会のもと終了することができ

ました。ご協力ありがとうございました。

4の公民館関係ですが、10月20日から11月18日にかけて、不世出の大横綱双葉山生誕100周年記念展を実施したところ、町内外からの参観があり、署名された方だけで約500名あり、好評をいただきました。

5の公民館施設等契約関係ですが、公民館大ホールどんちょうに破損箇所があり、補修工事を行いました。

以上で、ご報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

おはようございます。新人議員が一番最初に一般質問をさせていただく榮譽を賜り、ありがとうございます。

では質問します。第1に町の指名業者について。町の指名競争入札はどのようにして行われているのか。

なぜこのような質問をするのかと申しますと、東庄町の公共事業は他の市町村の業者も多数参入しております。このままでは我が町の業者は全部つぶれてしまいます。地元の業者が1社もなくなってしまったならば、今回のような大災害が起きたとき、よその業者が我が町に駆けつけてくれるでしょうか。他の市町村も被害に遭っているわけだし無理ではないでしょうか。地元の業者で十分対処できる事業は我が町の業者を優先的に使って、地元の業者を保護していかなければ、そういうこと自体がこの町の活性化につながっていくのではないのでしょうか。地産地消の原理だと思います。

次に、道路問題について。道路幅などを決めるときの判断と、特に生活道路の整備の考え方はどのように優先順位を決めているのか、お答えください。

第1回目の質問は以上です。2回目からは自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、町の指名競争入札はどのようにして行われているかについてお答えいたします。

地方自治法施行令167条の2及び東庄町財務規則140条の規定により、設計金額で130万円を超える工事請負契約は原則入札により請負契約を締結しており、設計金額で5,000万円を超える工事を一般競争入札、超えない工事を指名競争入札により執行しております。

次に、指名競争入札における指名する業者の選定であります。東庄町建設工事等契約事務取扱規程に基づきまして、工事担当課長が入札参加資格審査申請書の提出された業者の中から、それぞれ設計金額により5社から12社以上を選びまして、指名業者選定審査会に指名業者を推薦いたします。審査会では入札参加業者の資格審査、等級別格付選定を行い、指名業者を決定し、指名競争入札を執行いたしますが、選定に当たりましては町内、県内業者育成に留意して選定を行っております。

次に、現在本町に入札参加資格審査申請書を提出されている業者数ですが、建設工事で386社、うち町内業者が19社、物品製造で261社のうち町内業者が3社、委託役務で288社のうち町内業者8社、設計測量で236社のうち町内業者が3社となっています。

次に、入札の実績について申し上げます。昨年度執行した土木工事の入札は21件で、延べ数120社を指名し、うち104社が町内業者であり、20件を町内業者が落札しております。今年度も既に土木工事の入札を33件執行しており、延べ数183社を指名し、うち157社が町内業者であり、30件を町内業者が落札しております。

次に、町外業者選定の理由でございますが、舗装改良工事や大規模な土木工事など、町内で対応できる業者数に限りがあるものは町外業者もあわせて指名しておりますが、町内業者で対応可能な工事については、町内業者のみで入札を執行している状況であります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、佐久間議員からの2番目の質問の道路問題についてお答えしたいと思います。

町道については、国県道等を結ぶ1級町道と集落間を結ぶ2級町道を幹線道路として、また集落内の道路をその他町道として区分しており、これらは町議会の議決により町道路線の認定をしております。町道の幅員については町として正式な基準を設けているわけではありませんが、建築基準法の道路規定では4メートル以上、また道路法の道路構造令においては地方部の市町村道路の最低基準は車道幅員が4メートル、路肩幅員が両側0.5メートルずつで合わせて5メートルが望ましいと指定されております。

このようなことから、幹線1、2級町道につきましては、センターラインの引ける6.5メートル以上の道路を、その他町道等生活道路につきましては、建築基準法の趣旨や消防・防災活動の面から考えて、最低車道幅員4メートル以上に加え、公共下水道、排水路等が整備されていないため、両側側溝を含めた約5メートルの用地を確保し、道路と排水路の一体的な整備を推進しております。

拡幅困難な生活道路の現況舗装については、東庄町区長会より現況の状況に応じて現況の幅員のままで舗装や排水整備を施行していただきたいという陳情があり、平成17年3月議会で一部採択されております。地権者、住民の方々のご理解とご協力を得られるところは5メートル以上の拡幅を第一の選択肢に、現況で拡幅困難なところは現状幅員のままで整備していただきたいという住民の方々のご要望を取り入れ、弾力的に現状に応じた舗装と排水整備を進めております。

次に、生活道路の整備の優先順位については議会の請願、陳情や、町長への陳情のあったところから優先して改良工事や排水整備等を進めておりますが、緊急性があり事業効果が高い箇所についてはこの限りではありません。また、実際には用地取得が困難だったり、工事そのものへの反対などがあり、何年も事業に着手できないところもあるのが現状で、議会へは、毎年請願、陳情の経過状況を報告しているところです。

今後も予算と事業効果を勘案しながら、地元役員、住民の方々の協力を得て、道路整備を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

5番。

5番（佐久間義房君）

現状のままで広げないでできる簡易舗装というのは、住民に対してそういうふうに行けるといふことを広告しておりますでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

平成20年の6月議会で山崎議員さんより同じような質問があります。それに対して同じような答弁をしております。その辺でご理解いただければというふうに考えております。

議長（鎌形寿一君）

5番。

5番（佐久間義房君）

住民に聞いたら知らないそうなんです。幅が民家がかかってとれない、あきらめちゃっているんですね。陳情もできない状態なんです。

それと、先ほど請願と陳情というのがありましたが、道路幅を広げるところで、陳情と請願と総務課長がちょっと雑談の中で、議員の2名の連記が必要ということなんです。それにここの議員必携には1名でよいというふうに書いてあるんですけど、これはどちらが正しいのでしょうか。1名でもいいのでしょうか、2名なきゃだめなのでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

議員必携の方では1名ということで、本町の場合は2名ということになっているということですが、この紹介議員につきましては東庄町議会慣例の中で、紹介議員2名ということで今まで行っている状況であります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

5番。これで最後の質問になりますので。

5番（佐久間義房君）

以上でよくわかりましたので、これから2名で請願させていただきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。鎌形新議長のお許しを得て、
本日の一般質問を行わせていただきます。

このたびの町議会選挙は無投票だったことから、町民から選ばれてという言葉
はそぐわないかもしれませんが、東庄町議員としてこの4年間、さらに精進
してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年3月11日に東日本大震災が発生し9カ月がたちました。我が町
も多くの被害を受けました。町職員の皆様も復旧のため一生懸命働いていただ
いたことに感謝申し上げます。まだ完全復旧には至っていないところもあるか
と思います。

また、町民の皆様の中には経済的にも精神的にも苦しんでおられる方も多く
いらっしゃるかと拝察いたします。行政がすべきこと、してあげられること
には限界があるかと考えます。私もはがゆい思いをすることも多々経験してまい
りました。町政をあずかる町長は現在の課題に対処することはもちろん、常に
10年先、20年先を考え行動していらっしゃるかと思います。本日は、ぜ
ひその町長にご答弁をお願いしたいと存じます。

平成23年も残すところあと半月となりました。行政の締めくくりもあと3
カ月余りです。町執行部としては来年度の事業計画、予算要望等取りまとめて
いるところかと思いますが、我が町の現在の財政状況と町民が望む活力あるま
ちづくりのための来年度の予算編成方針について伺いたいと存じます。

町の努力により、昨年は財政調整基金も7億円まで積み立てていたおかげで、
このたびの大震災で家屋被害を受けられた世帯に支援するための住家災害見舞

金は、この積み立てを財源として支給されたとの報告がありました。いざというときに蓄えがあることはすぐに手を打てることなど安心感があります。

今、国政も不安定で国民の将来不安は募るばかりです。震災からしばらくの間はだれもがいろいろなことに我慢しようと思っていますが、このまま元気を取り戻せないことは大変不幸なことです。もちろん、財務は堅実であることが大事だと考えますが、明るい希望と元気が出るまちづくりを町民は望んでいます。ぜひ町長の言葉で、活力あるまちづくりに対する来年度の予算編成方針をお聞かせください。

次に、2番目の質問事項であります町民のための町事業等の取り組み状況について伺います。

私は3期目の議会議員に立たせていただくに当たり、高齢になってもだれもが安心して暮らせるまちづくりを、さらに子どもたちが進学等で都会に出ていっても、また戻ってきて東庄町に基盤を置き、結婚して家庭をつくり、楽しくにぎやかに子育てしていける町にしたいと考え、そのために皆様の声を町政に反映させるために働いていくことを表明してまいりました。特に高齢者や交通弱者のための交通手段をよりよいものにしていきたいと考えております。

私が過去の一般質問でデマンド交通システムを提案させていただきましたが、そのときの答弁の中で職員による「公共交通研究会」を立ち上げて検討していくとのことでしたが、その後の取り組み状況と今後どのようにしていくお考えなのかをお聞かせください。

次に、「ふるさと応援基金」の取り組み状況について伺います。本年1月号の「広報とうのしょう」に内容が掲載されていたことを確認してまいりました。全国の多くの市町村で、さまざまに工夫された形のふるさと納税を募っております。我が町は東庄版ふるさと納税、「東庄ふるさと応援基金」と銘打っておりますが、現在の基金残高、また内容等、他の市町村との違いがあるのか、お聞かせください。

また、皆さんの認知度はどのくらいあるのでしょうか。町ホームページもリニューアルされ、最初の画面で開いて見られるようにつくっていただきました。多くの方に見ていただき、関心を持っていただき、さらにご寄附をしていただければありがたいことと思います。そして、ふるさとを応援してよかったと思

える基金の活用ができればと考えます。町としてはどのようにしていくお考えなのか、お聞かせください。

以上、2点の質問事項について町長と担当課の答弁を求めます。

これで、1回目の質問は終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいまご質問のありました山崎議員の町長への質問ということでお答えを申し上げたいと思います。

本年度は先ほど来、いろいろ出てまいりました大震災の影響で、計画どおり仕事が進まなかったことも現実でございます。それにあわせて、対応・対策ということで、復旧と復興を目指して今までやってまいりました。事業についても従来どおり、いち早く進めてきたわけでありますけれども、まずスピードをもって復旧・復興をするということでその対応を考えてきたわけであります。

町にとってもいろいろな被害がありましたけれども、その仕事も先ほどの行政報告の中で申しあげましたけれども、10月いっぱいではほとんど工事関係の発注は終わっております。3月までに仕事に業者さんが無理がなければすべてが完了する予定でございます。

次年度、24年度の予算編成について申し上げます。最初に編成方針でございますが、基本的な考え方として3点ほど指示をしてございます。その1点目でございますが、第5次総合計画の重点プランの推進であります。これは「躍動」、「連携」、「地域力」のプロジェクトの推進に力を入れるようにということであります。現在進んでまいりましたこの計画も折り返し地点に当たっておりますが、10カ年の計画ということで進んできた計画であります。これをもとに、今後も忠実にこれを推進していこうと、そういう考え方であります。

2点目は先ほどもご質問等はございましたけれども、町内業者の受注機会の確保及び拡大であります。町内業者の育成、地域経済の活性ということの観点から町内業者への発注に努めるようにということで、来年度の目標とさせていただきます。

3点目でございますけれども、国、県の情報収集であります。まさしく今ご質問の中にごございましたように、世界的な大恐慌という中で、国の方針がはっきりと示されないまま国会が閉会をしております。この実情を考えれば、今後は国の動向と県の動きを的確に把握して事業を推進していかねばならないだろうというような考えを持ちながら、情報の収集に努めてまいるといふことであります。その的確に把握した上で適切な対応を図れるよう、柔軟性を持って進めたい、このように考えております。

対応はいつでもできるという考え方であります。町としても事業を推進したり、また町民のいろいろな安心、安全を求めるためには、やはり柱になる国、そして県の動向というものが非常に大事であります。しかしながら、自力でできるものは自前でという考え方でありますから、先ほどもご案内がありましたように、町として県内に先駆けて本町から災害見舞金という形で、この東日本の震災のあった後、見舞金の支給を決定させていただいて支給を始めたわけがあります。

この問題についてもスピードが何よりであります。今の時代、国はそのスピードをもって事に当たっていないのが現実であります。被災地の人たちのことを考えれば、まず復旧・復興をさせるためには何よりもスピードが大事、国の決定機関がぐらついているようでは被災された方たちも本当に私は気の毒だと、そういう思いであります。本町にとっても国が事を起こさないならば、我が町からという考え方の中で来年度も実施をしてまいりたいと、このような考え方でございます。

いずれにしても、限りある歳入を効果的に活用していくということでもあります。町民の満足につながる予算編成を目指していこうと、そのように考えております。要するに、今申しあげましたのが予算の方針でありますけれども、職員を含めて一丸となってその対応・対策を考えながら、また事業の推進に当たっていくと、そういう覚悟でございますので、今後ともよろしくご支援のほど、お願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、最初に平成24年度予算編成について答弁させていただきます。

私の方からは質問要旨のうち、我が町の財政状況の現状についてをお答えさせていただきます。

平成22年度決算に基づきまして、代表的な指標等を用いまして申し上げます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4指標がございます。実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標です。東庄町では、実質赤字比率、連結赤字比率の2項目につきましては、ともに該当ありません。実質公債費比率は11.5%、将来負担比率は71.9%という状況です。国では早期健全化基準を実質公債費比率で20%、将来負担比率で350%を超えますと財政の健全化を計画的に図らなければならないとされています。本町では国の基準を大きく下回っており、この点では健全な財政状況と言えます。

次に、公債残高についてですが、平成18年度をピークに減少傾向にあるものの、平成22年度末の一般会計におけます公債残高は元利合計で52億7,500万円、前年度から2,400万円減少しています。平成23年3月31日現在の人口で割り返しますと、1人当たり34万2,000円となります。公債費については、近年、後年度に地方交付税により措置される臨時財政対策債の占める割合が大きくなっている状況であります。

次に、財政の自由度、硬直化の面から経常収支比率というものが 있습니다。これは人件費や扶助費、公債費といった経常的に支出される経費に充当されず一般財源の額が、地方税や地方交付税などの毎年経常的に歳入される一般財源の額に占める割合をあらわすものです。100%に近づくほど自由度が低く、財政が硬直化していると言えます。本町では22年度決算における経常収支比率は80.1%で、前年度より1.5ポイント改善している状況であります。

最後に、財政力指数についてですが、本町の財政力指数は0.47で前年度に比べ0.03ポイント低下しています。財政力指数は行政活動に必要な財源をどれだけ自力で調達できるかをあらわしておりまして、本町は財政基盤が弱い自治体と言えます。今後、景気の低迷や生産年齢人口の減少などによりまして、町税収入の大きな増加を見込むことは難しいことから、引き続き、財政の

健全化を図っていく必要があると考えます。

以上、財政状況について申し上げます。

次に、「町内公共交通研究会」について報告いたします。「町内公共交通研究会」の構成は、交通、人事等の部門として庶務係、車両の購入、契約等の部門として管財係、町内の交通施策等全般という部門で企画財政係、商工業の振興、地域活性化の部門として産業振興係、高齢者外出支援バス運行等の部門として介護保険係、障害者や福祉施策等の部門として福祉係、通学、通園のスクールバスの部門として学校教育係、生涯学習の支援部門として生涯学習係といったさまざまな部門から幅広く総合的に検討するため、8名のメンバーで研究を進めています。

現状では巡回バスの状況を中心に話し合いを持っております。その中で、職員レベルではありますが、旭中央病院へのルートに関しましては、現在の利用状況等を勘案すると存続すべきだろうという点。町内ルートに関しましては、利用状況や利用者の高齢化等から来る停留所までの移動などを考慮するとデマンド交通や、車両の規模の見直しを含めた検討が必要という点。が検討の中で話が出ております。

また、研究会の中では、高速バスの利用者も利用可能な駐車場の整備も検討され、現在その手法を模索中であります。今後先進地の視察等も行いながら研究を重ね、よりよいご提案ができればよいと考えております。

続いて、「東庄ふるさと応援基金」の取り組み状況についてお答えします。

「東庄ふるさと応援基金」は、地方公共団体への寄附金が住民税の控除に該当することを活用して、平成20年度に創設された町の制度です。現在約3年の期間が経過したところです。現在、お寄せいただいた基金の額は911万円ほどに達しました。ご寄附を寄せいただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

ふるさと納税の制度を活用したよその市町村との違いということですが、基本的には同じような仕組みです。他の自治体では寄附の目的別、用途別に基金を組んでいる自治体も見受けられます。本町では用途まで限定せず基金を募っています。基金の用途に関しましては、現在具体的な計画は持っていません。今後、基金の残高を見ながら用途の検討を行っていきたいと思います。

用途の選定に当たっては、用途選定委員会を立ち上げ検討をお願いする計画

であります。メンバーは行政協力員や民生・児童委員、体育指導委員、青少年相談員、高齢者の団体などの代表を予定しております。今後、使途の候補があれば委員会を招集して使途の検討に入ることも可能です。

ある程度の事業を計画するには、まだ残高がやや心細い気もします。事業費を上回る基金残高があれば理想的ですが、仮に不足している場合でも一般財源を充当するなどして事業化することも可能と考えています。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

町長の答弁、ありがとうございます。来年度の3点の方針ということで、今までも多分そういう方針で来られたかと思えますけれども、より一層その方針でやっていくということで承知いたしました。

我が町はもともとの財政の規模が小さいですので、そこで今までずっと堅実に堅実にやってきて合併もせずに頑張ってきました。これからもそういう方針で多分行くのかと思えますが、やっぱり毎年、毎年度かかる、計上される支出というのはほとんど減ることはなく、ふえる一方かと思えます。

そんな中でもやっぱり今現在、商工関係も疲弊しております。農業も厳しい状況かと思えます。そしてその姿を見て、若い人たちがまた地元に帰ってこれないでいるのを多く耳にします。やっぱり町の活性化という点で、町内業者を優先してやっていくということもありましたけれども、大きく何か形に残る企画というか事業を展開していただければと思います。細かい事業は3月の予算のときに発表されるかと思えますが、今までにないものも入れていただければと思います。

それで、町長は今現在、関東町村会長という役職についておられます。全国を回ることもあれば、国とか県にやっぱり大きな力も持っていると思います。今までもそうでしたけれども、これからもいち早く国や県の施策、新しいものには挑戦していただけたらと思います。

それから、「公共交通研究会」の件ですが、今は庁舎内だけで考えているということですがけれども、やっぱり町民の皆さんの意見を聞くということが一番

大事かと思えます。アンケート、聞き取り調査、方法はいろいろとあるかと思えますけれども、現在困っている人、これから5年後、10年後に困ると思われる方の率直な意見を聞くべきだと思いますので、それも考慮していただければと思います。

その点に関してなんですが、これからアンケートや聞き取り調査をする予定があるのか、そしてやる場合にはどういう形でやろうと思っているのか、もしわかればお聞かせください。

「ふるさと応援基金」なんですけれども、近隣の市町村のホームページを少し見させていただいて調べてきました。ほかの町はいろいろな項目別にその福祉だったり、町の活性化だったり、そのところにご寄附をして、その中で事業をしていくという形のところが結構多いように思いました。小さい金額でも事業を進めておりました。

先ほどの答弁によりますと、うちの町としては今900万余り積み立てられておりますが、ある程度大きな金額になって、大きな形になったものを提案したいというお考えなんでしょうか。もしその辺がわかれば回答いただきたいと思えます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

まず公共交通の方の関係の町民のアンケートなどをとり、意見のアンケートなどをとるかどうかという考え方ですけども、総合計画の後期基本計画策定に当たりまして、抽出ではございますけども、ある程度町の関係でアンケートをとったことがございますので、それがまたこの町民の意見の中にも反映されてくるのではないかと考えております。一応、改めてアンケートをとるかは検討させていただきたいと思えます。

また、「ふるさと応援基金」の関係につきましては、担当課の考えの中ではある一定線の基金が積み立てられなければ町民の皆様に喜んでもらえる事業はできないかなと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

アンケートの件はわかりました。また、議会の方にも多分諮られると思いますけれども、一番いい形ができればと望んでおります。

基金の方ですけれども、一定の金額を積み立ててということでした。やはりそれが本当に形になれば、なおご寄附なされる方もふえて大きな基金になるんじゃないかと思いました。近隣の市、町を調べますと、本当にうちの町より大きな市でも少ない寄附金の中でやられておりました。これがまた町の本当の活性化につながれば一番いいかなと思いました。

先ほど、すみません、公共交通のデマンド式の件も今回総務委員にならせていただきましたので、委員会の方でも研究、調査させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

まちづくりについて質問をさせていただきます。今、町は平成24年度の予算編成に当たって資料を集め始めたところだと伺っております。本日の私の質問、続く議論の中で、これはいい提案だと思うようなことがございましたら、ぜひ24年度の政策に採用していただき、予算化をお願いしたいところであります。よろしく願いいたします。

「広く会議を興し、万機公論に決すべし」、この言葉を私は今回の選挙のキャッチフレーズとしてポスターに書かせていただきました。皆さん、ご承知のとおり、五箇条の御誓文の第1条であります。1868年、明治天皇が布告された明治政府の基本方針であります。「大事なことは一般住民が参加できる公開の場で議論を行い決めるべきだ。決して住民不在の密室で決めてはいけない」という意味であります。議会はまさに住民から選ばれた議員がこの公開の議論を行う場所であります。みずからの暮らす地域のあり方について、地域の住民、

一人一人がみずから考え主体的に行動し、その行動に責任を負うようにする改革が今一層求められております。

この趣旨にのっとり、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、平成23年8月1日に施行になりました。この改正により自分たちの町は自分たちで考えつくっていくこと、すなわち、国や県の役人の知恵に頼っていた部分を、自治体みずからが知恵を絞ってやっていく部分がふえたわけでありまして。自治体の本当の力が試されることとなります。

この意味からも政策を考え予算を組み上げ議会に提出する町長以下、役場職員の皆さんと、それを審議する私ども議員が互いに日々研さんに努め、まちづくりに努力しなければなりません。このような決意を持ってまちづくりについて町長ほか、執行部の皆さんに質問したいと思っております。

岩田町長は町長に最初に就任されるとき、役場は最大のサービス業だという趣旨の発言をされたとのことであります。公務員は最大のサービス業だというような表現をされる首長もおられます。「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」、これは憲法15条の2項にも公務員の立場がうたわれております。主役である町民に奉仕する立場である役場職員としての考え方とすれば、私自身も岩田町長の発言は正しいと考えます。岩田町長にこの発言の真意をお伺いしたいと思っております。また、この考えは今でも変わっていないのかもあわせてお伺いしたいと思っております。

岩田町長のまちづくりに関する考え方についてお伺いします。町長はことし1月31日、この議場で施政方針演説を行いました。また、みずからの公式ブログでもさまざまな発信をされております。首長がインターネットを利用し、みずからの考えを公に発信することは歓迎すべきこととあります。

まず町の懐ぐあいについてお尋ねします。町長のオフィシャルブログで、町の税収の最近の状況について触れられております。町税収入は平成19年度の15億400万円から年々減少し、平成22年度は13億7,000万円となったと、町民が支払う税金の額が年々減ってきていることに言及されております。ここ3年間で自主財源である町税収入が1億3,400万円減ったことになり、これは1年で4,500万円ずつ減少している計算になります。

住民基本台帳のここ数年の18歳から60歳の東庄町の労働人口の推移を見

ますと、平成21年度が8,199人、平成22年度、7,904人、平成23年、7,623人というようなくあい、年間295人から281人の労働人口が減少していることになっております。1年の減少額、約4,500万を減少人数で割ると、一人頭15万2,542円になり、控除額を60万か70万ぐらいとして計算しますと、可処分所得で250万、総額で年収320万ぐらいの人が295人減ると、納税額が年間4,500万ぐらいになる計算になります。

これは私の試算ですが、この岩田町長が言われている納税義務者の減少が主な要因であると分析されておりますが、岩田町長はどのような分析をされてこのようなご意見を述べられているか、お伺いしたいと思います。また、景気の低迷も原因と言われております。具体的な数字をお持ちかお伺いしたいと思います。

その上で、平成24年度において町民福祉の向上のため、最大限の効果を得られるよう施策を推進するためには歳入の確保を一層推進し、歳出を見直し、予算の重点化を図る必要があると述べられております。岩田町長が歳入の減少の原因とする景気低迷と納税義務者の減少については、これが続く限り、自主財源である町税収入は減り続けることになると思います。町長の言われる歳入の一層の確保は難しいと思いますが、どのような見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

まちづくりを左右する歳入の減少を指をくわえて見ているわけにはいきません。町民の景気をよくすることは納税義務者の収入をふやすことにつながり、町の歳入の減少に歯どめをかけることにつながります。この二つの原因に対する施策は町として用意されているのか、お伺いしたいと思います。

平成24年度予算で、歳出の見直し、予算の重点化を図ると言われておりますが、具体的施策についてはこれからだと思しますので、その考え方についてご確認しておきたいと思っております。歳出の見直し、予算の重点化を実施するお考えはございますでしょうか、お答えください。

さらに、2011年1月31日に議会で行った岩田町長の所信表明演説で、町財政についてこう述べられております。健全が保たれていると一方で言いながら、農業を基盤産業とするため財政基盤が強固とは言えない。町税等の収納

率の向上に努めるとも言われております。平成23年度の町税の収納率はかなり高いと思いますが、24年度の目標の数値はどのぐらいを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて教育問題についてお伺いします。所信表明の中で小学校の統合を検討したいと言われております。少子化の中で生徒を1カ所に集めて教育する方が生徒にとっても、教育を提供する側にとっても質の高い教育が可能になると考える教育関係者は多くいます。これを機会にさらに考えを進ませて、幼・小・中の一貫教育を模索するという案もあると思いますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

同じく所信表明演説で子育て支援の対策として二つの施策を明示しております。その目的は子どもを生き育てる環境を整え、少子化に歯どめをかけることと考えますが、町長のご認識をお伺いいたします。

岩田町長が主張された子育て支援策の一つがゼロ歳から中学3年生までの医療費の無償化の実施であります。全国で多くの自治体が医療費の無償化を実施しておりますが、東庄町の場合、ゼロ歳から中学3年生までの子どもに対応できる医療機関はどこでしょうか、お伺いします。また、無償化による町の負担金はどのぐらいになっていきますでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

その対策の二つ目が細菌性髄膜炎の原因の80%とも言われる肺炎球菌とHibワクチンの接種の予防接種費用を全額公費助成するという施策であります。1回、1万円で年齢によっては最大4回まで必要なもので、4万円を無償にするということであります。接種可能医療機関、接種人数などの今までの実績をお聞かせ願いたいと思います。

町長の政策にはありませんが、「合併しない町宣言」で有名な、あの福島県矢祭町で実施されている子育て支援策に次のようなものがあります。誕生祝金として3人目を生んだら総額100万円、4人目を生んだら150万円、5人目以上は200万円を町からもらえるという制度であります。少子化に歯どめをかけようとするなら、このような思い切った子育て支援策を考えてもいいのではないかと思います、当局のご見解をお伺いしたいと思います。

高齢者、障害のある方の対策についてお伺いします。岩田町長は施政方針演説で、生涯現役で暮らせるまちづくりを目指して健康増進の施策を展開すると

述べられております。生涯健康で楽しく暮らせることは町民みんなの願いであります。町長が言われる健康増進の施策とはどのようなものをお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

交通弱者対策についてお聞きします。現在ある外出支援巡回バス「おでかけ号」をより便利にする旭中央病院の往復便を増便したいと述べられております。町でも対策委員会を立ち上げ議論を始めたとのことですが、その目的、メンバー、これからの活動計画などについてお聞きいたします。

交通弱者対策は住みよいまちづくりに通じ、健康でいつまでも現役世代でいられる生活を支援し、結果として町の景気浮揚策にもつながる重要施策だと考えます。単に旭中央病院の往復便をふやすだけの対策ではなく、まちづくり全体を視野に入れた上で考えていただきたいと思いますが、ご見解をお伺いします。

道路網の整備についてお伺いします。町道整備、排水整備に関し、事情があってなかなか未舗装のまま改善されなかった生活道路に光を当てて整備を進めると、以前より一步踏み込んだ発言をされております。事情があって未舗装のまま改善されなかった生活道路の対象となる道路はどのぐらいありますか、お聞かせください。また、町道や排水整備について陳情や請願が寄せられていると思いますが、今時点で陳情、請願に対する整備完了率はどのぐらいですか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

当町の基幹産業である農業の振興についてお聞きします。岩田町長は所信表明演説の中で全国町村会ではT P P参加撤回を求める決議を行い、政府に撤回を要請しているところだと、みずからはT P P参加反対の意向であるかのような発言をされ、一方で、担い手の減少や高齢化が進む中で、大規模化や効率化の促進を図っていく必要があると、T P P参加賛成とも聞こえる発言をされております。

T P P参加問題は国政であり、一町長に参加決定権はありませんが、農業を基幹産業とする東庄町民としては町の代表であります町長のお考えには大変興味を持っていると思います。T P P参加について、岩田町長のご見識をお伺いしたいと思います。

また、経営感覚にすぐれた収益の高い農家や農業団体の育成を図ってまいり

ますとも述べられております。経営感覚にすぐれた収益の高い農家や農業団体の育成を図るには、口で言うほど簡単ではありません。役場担当者をきちんと決めて、指導するための研修を受けて予算をつけなければ、実現は難しいと思います。平成24年度の予算で具体的に施策に盛り込みますか、お答えください。

商工・観光対策については、商工会館の改修や駅前の観光案内板の整備をしますとのことですが、余りにも対策としては少ないと思います。商工業並びに観光業は町として力を入れるべき分野であると考えます。観光政策としては1、観光業の開発、宣伝等に関する施策。商工対策としては地場産業を支援し、地場産業の振興を目指す施策。2、企業誘致を積極的に進める施策などを講じるべきと考えますが、これらの点についての施策をどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

公民館、公共施設の活用についてお聞きします。施政方針演説の中で公民館に関しては積極的に活用いただけるよう努める、図書館の蔵書を充実する等の施策を発表されました。公民館については改修前と改修後では利用者の人数に変化はありますでしょうか、お聞かせください。

公民館で行われている公開講座の種類、申し込み状況、費用などをいまだにネットで調べることができません。いつになったらネット上で情報が見られるようになるのでしょうか、お答えください。

図書館の蔵書を充実すると言われました。今の蔵書はどのぐらいですか、お聞かせください。

また、ホームページから本を探す機能、図書館蔵書検索で本を探そうとするとエラーになってしまいます。ホームページのメンテナンスに多少の費用をかけてもきちんと機能するようにすべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。

続いて、スポーツ広場に弓道場をつくり活動を支援する施策についてお聞きします。これは議案第33号で本日の議会に送付されておりますが、その趣旨を見ますとこの条例は町民の体力向上、スポーツの振興を図るためとうたっております。町内の宿泊施設を利用して全国の大学から弓道部が練習に来ていることは知っておりますが、町内での弓道を楽しむ人口はどのぐらいかお尋ねし

ます。

また、東大社式年神幸祭、東大社、諏訪神社、左右大神、地域の祭り対策について所信表明演説で言及されております。地域社会のきずなを深めるものであるので、大切に、将来の世代に伝承されるよう、努力してまいりますと言われております。政教分離の原則から町行政が特定の宗教行事に支援することはできないと考えます。どのような形で今後、伝統行事を行政として支援していくのかをお聞かせ願いたいと思います。

地域活性化事業補助金について、町の活性化のために何かやってみたいと思う町民をバックアップしたいと言われております。考え方は同感ですが、昨年度の事業では一部の関係者だけが利益を得た形になったとの不平不満が参加者から聞こえてきます。当局は今年の行事をどのように総括し、今後の活動に生かそうとしているのかをお伺いいたします。

所信表明演説の中で市町村合併についても言及されております。町長は5年後、10年後、近隣市が発展を遂げたとき、引けをとらない町として東庄町を発展させたいと述べられております。岩田町長は10年後でも東庄町は合併せずに単独でいくべきだとお考えだと感じられます。一方で公式ブログでは効率のよい広域的な合併、しかも住民に生活圏として住みやすいまちづくりをしたとも書かれております。少なくとも町長の任期の3年後までは合併をしないとの認識をお持ちなのでしょうか、お伺いします。

行政機構改革についてお伺いします。2001年度11課（教育委員会を含む）を5課に、課長5人と統括主幹を6人に、職員削減については平成12年、145人を平成21年、110人に削減、議会も議員定数を段階的に進め、かつて25人を16人になったと岩田町長のオフィシャルブログで述べられております。特別職、農業委員については言及されておきませんが、何かしらの対策を講じたと思います。お伺いします。また、この現在の体制が適切とお考えか、さらに減少させるおつもりかについてもお聞きしたいと思います。

東庄病院について、岩田町長のオフィシャルブログで効率的な行政の取り組みとして医師や看護師の派遣、高度医療について国保旭中央病院との連携することを決めた。医師を派遣してもらっていることは理解していますが、看護師の派遣、高度医療の連携とはどのようなことを言われているか、お伺いします。

東庄病院は入院ベッド数80床の小さな病院です。旭中央病院との連携だけでなく、小見川総合病院、県立佐原病院との関係の中で立ち位置を考えていかなければならないと思いますが、香取・海匝地域の一病院として今後のお考えはあるか、お聞きしたいと思います。

役場は最大のサービス業だ、この考えに立てば公務員の人数を減らすだけでなく、町発展の原動力とするために、時代に合った思い切った組織変更、専門能力のある人材の登用、職員のフレックスタイム導入による町民サービス時間の延長、情報公開の徹底、役場へのアクセスの確保など、まだまだ手をつけなければならない部分があると思います。

インド洋にセーシェルという小さな島国があります。海に囲まれた何の資源もない、産業もない国でありました。1976年、イギリスから独立後、初代大統領は幹部職員を集め会議を開き、国のあり方を議論しました。結果は国の半分の地域を開発できない地域と決めました。残した自然を観光資源として発展させていくことに決めたそうです。宿泊施設の数と質を制限し、選ばれた観光客のみをターゲットとし、国を開発したそうです。今では最高級国際リゾート地として発展しています。中心となる人間たちが知恵を絞り努力することによって地域の発展は可能です。

以上のことを申し上げ、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、質問にお答えをいたします。数多くの質問をいただきました。その中で私が答えるべきもの全般について申し上げます。

最初に予算の問題であります。自主財源の減少によりまして、どのような見解を持っているかということではありますが、自主財源の減少の要因が続く限り、減少傾向は続くものと考えております。

次に、重点化ということですが、先ほど申し上げましたように、歳入は減少傾向で推移するものと予想しております。限られた歳入の中で、いかに限られた財源を有効に活用するかということになるわけです。あらゆる分野に薄く、満遍なく分配するという方法もございますけれども、重点的に

配分をし、ある分野では一時的に集中することの方が町民にとっても満足度が高いものとなると考えております。その一方で、やや手薄になる分野が一時的に出ることもあり得ると思います。当然不満の出ることもあるかと思いますが、選択の中での判断ということになりますので、ご理解を求めていくつもりであります。

次に、財政は健全なのか、基盤が弱いのかということですが、これはどちらとも言えることになるわけであります。東庄町の場合は限られた財源の中で歳出の抑制などに努め、何とか健全な財政運営ができております。しかし、町には大きな企業もなく、個人住民税や固定資産税を主な税収として財政基盤に支えられていることから財政規模が小さく、そして大きな変動等には財政基盤が強固とは言えない状況であります。

次に、市町村合併についてお答えを申し上げます。平成16年、平成17年と続いた市町村合併も一段落をし、新たにできた市町村は皆新しいまちづくりを目指して進んでおります。国におきましても、今回の市町村合併はひとまずということで、合併に伴うさまざまな特例措置を収束させました。そして、何より昨年行った町民へのアンケートでは「合併を望まない」、「今のままを望む」という回答の方が6割5分と大勢を占め、「合併を望む」、「積極的に合併すべき」の合計1割5分を大きく上回っていることが当面合併はないものと推測をいたします。

しかし、町民が有利になるのであれば合併も視野に入れなければなりません。そういう意味で、合併に対して東庄町から積極的に働きかけることがないとしても、国の動向、そしてまた周囲の市の状況等を柔軟に見きわめながら、町の状況を町民の皆様へお伝えするように努めてまいりたいとそのように考えております。

次に、職員の状況について申し上げます。今後3年間、今の職員数、体制でどうかということですが、今までたびたびこの議会でも申し上げてきたところでありますが、東庄町では職員の削減を他の自治体に先駆けて行ってきたところであります。その結果が人件費の削減につながっていると言えます。また地方分権、地方主権という流れの中で、地方が担う仕事が今後ふえることも予想されます。財政状況、仕事量の見きわめを行いながら慎重に採用を進め

てまいりたいと考えております。

以上申し上げましたが、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

それでは、私の方から幼稚園、小学校、中学校の一貫教育という部分で答弁させていただきます。

学校教育法施行規則第17条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特例の事情のあるときは、この限りでない。」とあります。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条には、「二つの学年の児童で編制する場合は16人以下」とあります。現在、笹川小学校を除いてすべての小学校が単学級であり、将来子どもの減少で複式学級になる可能性がないとは言えません。

今後の本町の実態を見きわめ、小中一貫教育実施校の実績を見ながら、9年間の義務教育全体を考えていかなければならないと考えています。今後、検討が始まります教育行政諸課題検討委員会において、選択肢の一つとして一貫教育も含めた中で議論されることを期待するところであります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

続きまして、私の方から行政機構改革についてということで、特別職等に関しまして申し上げます。

最初に常勤の特別職の給与についてです。平成17年4月から町長は20%、副町長は15%、教育長は10%の月額カットを実施しております。また、非常勤特別職の各種審議会、委員会等の報酬に関しましても7,100円であったものを、平成21年度から5,000円に引き下げを行っております。

以上で特別職等に関して申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金島正好君）

それでは、引き続き私の方からは行政機構改革のうち、農業委員会の委員につきまして答弁させていただきます。

農業委員会の委員につきましては平成19年に4人削減しております。この4人の削減につきましては、農業委員会がみずから決議し町長に提案し、条例改正をしていただいたものでございます。

農業委員会の組織構成を申し上げますと、農業委員会は選任による委員と選挙による委員とで組織されております。現在の委員は選任による委員が7人、選挙による委員が13人の計20人です。選任による委員は農業委員会等に関する法律により定められておまして、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ1人ずつ、また議会から4人が推薦になっております。

選挙による委員につきましては、四つの選挙区制をとっておりまして、平成19年の改選のときに各選挙区1人ずつ削減して、以前の17人から13人になっております。この選挙による委員の定数13人につきましては町の条例で定められておまして、今後農業委員会で状況を見きわめていく必要があるものと思われまます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、多田議員からの質問、道路網の整備についてお答えしたいと思います。

事情があつて未舗装のまま改善されなかった生活道路の対象となる道路の件数ですが、議会への請願箇所が1件、陳情箇所が1件、町長への陳情箇所が2件で合計4件、延長にしまして730メートルとなっております。これらは地権者の同意が得られないところが3件、用地境界に問題のある箇所が1件でございます。

続きまして、T P Pの参加についてお答えいたします。J Aグループや農業関連グループでは交渉参加を断固阻止するための運動を展開しているようです

が、日本経団連を初めとする輸出産業関係グループでは交渉参加に前向きな姿勢を示しているようです。町としましては基幹産業である農業を守る観点からも、国の動向を踏まえ慎重な対応を検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、経営感覚のすぐれた収益の高い農家や農業団体の育成を図る施策でございますが、農林漁業の6次産業化等を担う人材の確保と、経営規模の拡大を図るため新規就農者への支援、経営継承への支援等による担い手の確保を行うとともに、農用地の利用集積等により規模拡大を図り、生産性の高い農業を目指していくものであります。また、農業団体への育成としましては、JA青年部への助成や各種研修会等への情報提供などを行っております。

次に、商工・観光政策についてですが、ご指摘のとおり今まで以上に観光PRや地場産業の振興を図り、また企業誘致につきましては土地や企業の職種等を検討しながら進めていきたいと考えております。なお、現在千葉県緊急雇用創出事業により「東庄町観光ガイドブック」を作成中でございます。この観光ガイドブックにつきましては、東庄町の観光資源の掘り起こしを行い、町内の観光スポットの紹介や飲食店を初め、商工関係も掲載し、県内はもとより首都圏から観光客を招くべく2万部を作成し、関東圏内、各営業所等に配置し観光PRを行う予定です。

次に、地域活性化事業補助金による事業内容についてですが、昨年度は「東庄音頭ぼんおどり会」に40万円、「東庄ラジコン航空ショー」に400万円、「観光案内パンフレット作成」に50万円の3事業を補助しております。

この事業補助金については、東庄町地域活性化事業審査会へ補助金の適否及び内定額を諮問し決定しております。昨年度のぼんおどり会は町内から大勢の人が集まり、ラジコン航空ショーについては県内外から約2万7,000人もの人が来町しました。また、観光案内パンフレットにつきましては、観光会館や町内の商店などにおいてPRが行われました。これらの事業につきましては、それぞれの目的により町の活性化につながったものと考えております。

なお、今年度につきましては「東庄音頭ぼんおどり会」に40万円、「クール百音Specialコンサートin東庄」に50万円、そして、新規事業としまして「出羽海部屋笹川夏合宿」に50万円が地域活性化事業審査会の審査

を受け、それぞれ助成しております。

今後につきましても、町の活性化を図る事業については支援をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

続きまして、ご質問のうち教育に関する部分についてお答えさせていただきます。

最初に公民館の活用状況、改修前と改修後の人数の変化についてですが、改修前につきましては3万407人、改修後は2万901人です。ことしの場合、3月の東日本大震災による影響で各種講座の延期や3月の全館休館、4月は夜間休館、5月から9月までは節電によります影響で大ホールを休館といたしました。利用人数につきましては9,506人の減少となっております。

次に、公民館で行われている講座の種類、申し込み状況、費用などをいまだにネットで調べることができないというご質問ですが、現在各種講座の種類、申し込み状況、費用などにつきましてはホームページに生涯学習だよりを掲載しております。なお、この募集期間が終了した後はホームページから削除をしている状況でありました。今後はホームページへの作成の方法等について検討をしていきたいと思っております。

次に、現在の図書館の蔵書数のご質問ですが、12月9日現在の蔵書は1万5,946冊です。なお、住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用しまして、図書館の蔵書の充実を図っております。図書購入費290万円を繰越明許しまして、今年度執行中であります。

また、図書館蔵書検索機能についてですが、議員からご指摘をいただき早速復旧作業を行い、現在復旧しております。ご指摘の方をいただきましてありがとうございました。また、ご不便のほどをおかけして申しわけありませんでした。

現在、一応毎日このシステムのチェックを行っております。もし、また障害等が発生した場合にはホームページ等で町民の皆様にお知らせをしたいと考え

ております。

次に、弓道場についてですが、町弓友会がありながら弓道場がないので、会の運営に支障を来している状況でありました。また、多くの大学や高等学校が合宿等で来町し、民間の弓道場を利用している状況であります。町弓友会も会員が40名ほどおりますが、弓道場があれば弓道を始めたいという潜在者の方もいるということでお聞きをしております。町弓友会から教育委員会に弓道場施設の新設のお願いの陳情も出されておりました。このようなことから町の施設として建設しまして、町民の皆さんが優先して利用できるような施設ということで考えております。

次に、どのような形で伝統行事を支援していくのかというご質問でございますけれども、町では宗教の支援をしているのではなく、文化財の伝承、保護の観点から支援ということで考えております。長い間、郷土で大事にされてきた伝統を継承することにより同郷の者とのつながりだけでなく、先人とのつながりを意識することができ、次代に継承することで次代とのつながりがつくれるものと考えております。町指定の無形文化財継承のほか、地域の伝統的な民族行事に引き続き支援を行っていきたいと考えております。

以上で私の関係の答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、健康福祉課関連のご質問、5点について申し上げます。

最初の子ども医療費等の助成において対応可能な小児科医はというご質問につきましては、医療機関側で受け入れが可能であれば特段、限定されることはございません。

それと額の方ですけれども、平成22年度の実績としまして、こちらの方は小学校6年生まででございますけれども2,270万円余り、また本年度の予算としましてはこれから補正予算でご協議いただく分も含めまして、中学校3年生までで3,250万円余りということになってございます。

2点目の小児肺炎球菌ワクチン、Hibワクチンの予防接種が受けられる医療機関につきましては、岡野医院、松浦医院、東庄病院が中心でございます。

今年度の接種実績につきましては11月末までで、小児肺炎球菌が延べ190件、Hibが延べ115件でございます。

3点目の子づくり・子育て支援の施策につきましては、現金給付ではなくて現物給付を基本的な考え方として進めております。健康福祉課のみならず、各課、町を挙げまして直接的、間接的により住みよいまちづくりに向けた環境整備を行いまして、子づくり・子育ての促進、支援の充実に努めているものと認識しているところでございます。

4点目の健康増進施策につきましては、特定健診や食生活改善など病気にならないための取り組み、また予防接種やがん検診などといった病気を予防、早期発見するための取り組みを柱として進めているところでございます。

最後の外出支援バスにつきましては、「おでかけ号」の運行形態を適宜、見直しする一方で、総務課を中心に新たな公共交通システムの導入を検討しているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

私の方から平成24年度予算の町税にかかります収納率について、お答え申し上げます。

町税の収納率につきましては、過去3カ年の実績を見ますと平成20年度が93.1%、平成21年度が92.5%、平成22年度が92%となっており、3年連続で減少傾向にございます。しかし、この収納率は千葉県内でも上位に属する収納結果でございます。長引く景気の低迷や東日本大震災の影響もございまして、平成23年度の収納率につきましては91.6%と見込んでおります。

なお、平成24年度の収納率につきましては、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、近年の景気の動向を考慮し、内閣府の月例経済報告等、並びに平成23年度の本町の総所得の状況を参考に所得区分ごとの所得の伸びを類推し、過去5年分の収納率の実績を参考に91%で見込みたい考えでおります。

よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、東庄病院と旭中央病院との連携についてお答えをいたします。

東庄病院と旭中央病院との連携につきましては、平成8年に当院が現在地に新築移転した当初から始まっております。連携のきっかけは東庄病院の再生のため、岩田町長が旭中央病院の当時の院長、諸橋先生に協力をお願いしたことから始まりました。当初は2年間にわたり院長と看護師長の派遣を受け、院内改革に着手いたしました。以降、あらゆる面からの意識改革を推進し、現在に至っております。

今でも医師については整形外科、眼科、循環器内科の医師が非常勤で勤務してくれておりますし、旭中央病院の初期研修医が地域医療を学ぶ現場として東庄病院で研修を行っております。また、東庄病院の看護師長職のための管理者研修を旭中央病院でお願いするなど、さまざまな形で密度の濃い連携が保たれております。

また、現在の東庄病院の院長でございます高石院長も、平成11年当初は旭中央病院からの派遣という形での赴任でございました。

それから、高度医療の連携という点では、地域医療に専念する東庄病院と医療圏における中核施設としての旭中央病院、それぞれの役割分担を明確にして、東庄病院ではできない治療は旭中央病院を紹介し、必要な処置が済めばまた東庄病院で受け入れる、そしてリハビリテーションにもきちんと対応して退院するというように、一医療機関だけではなく連携による地域完結型の医療を推進しているところでございます。

先ほど最後に小見川総合、また県立佐原との連携についても議員、触れられましたが、この地域完結型の医療というのはもちろん旭だけではなく、すべての近隣医療機関との連携を含んだものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

それでは、数点に絞って再質問させていただきます。

岩田町長のご答弁の中で、町税の収入の傾向はこれからも続くであろうというようなご判断、ご認識だと思います。できれば、そういう町税の収入の原因が景気の後退と、それから先ほど言われました労働人口の減少ということでありませうけれども、景気浮揚策を講じれば、何もしなければどんどん下がるでしょうけれども、何かしら行政として支援するなり、または中心になるなりして、やはり町内の景気刺激策を何か考えなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですが、どういう政策だということは今すぐ出ないかもしれませんが、24年度に当たって、例えばよく他町村でやっている直売所だとか、あと道の駅だとか、海の駅だとか、川の駅だとかありますけれども、そういう何か行政が主体となってやる町民の収入の機会をふやす政策、そういうものもやはりこれからはやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。それが結局景気を浮揚させて、少しでも町税の減少に歯どめをかけると、そういうことの経済対策も町として考えていくべきだと思うんですが、町長のお考えを、そこを一つ聞きたいと。

もう一つは、町長言われた政策に重点配分をしていくと。その辺はどういうことが頭に今あって、どの分野に重点配分して、多少ほかの分野は薄くなるかもしれないけどというお話だったんですけども、どのような重点配分する分野を考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それから、ホームページの件でまだまだ他市町村に比べると、よくはなっているとは言え東庄町はかなりおくられているんですね。これは皆さん、ご存じだと思うんですが。以前に比べればかなりよくなりました。ただ、まだまだ見づらいつらいつらとか、利用しづらいつらいつらということがかなり言われます。

それは原因として予算がないのか、人材がないのか、あとこんなものでいいだろうと思っているのか、どうなんですかね。その辺はやっぱり認識としてこれじゃあ、まずいと。人材がと思っているけども、人がいなくてなかなかできないのか、それとも人はいるんだけど、お金が出ないからなかなかできないのか、ちょっとその辺の認識を教えてくださいなというふうに思います。

それから、もう1点は子づくり・子育てと、私は「子づくり」とは言ってい

ないんですけども、子育て支援の対策としてこの矢祭町というすごい小さな町でもこれだけの対策をしていて、先ほど現金じゃなくて現物でというお話がありましたけども、課長が考えるこれを現物でその影響力というか、子育て、少子化対策として十分これできくのかということをとちょっとお話ししていただきたいなど。やっていることはわかりますけども、それが結局、どれだけ本当に影響力があるかどうか。対策として講じるときは、やはりある程度影響力というか、効果がないと余り価値がないんじゃないかと思うんですが、その辺をどのように認識されているかと、その3点だけお聞きしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、対応・対策としてはいかがというご質問でございました。先般全国の町村会が主催になりまして、東京の有楽町にございます東京フォーラムで「町イチ！村イチ！」といういわゆる特産品の展示をいたしました。千葉県からは東庄町とそれから鋸南ともう1町、3町だけの出展でございましたけども、町の商工会の青年部を含めて参加をさせていただいて、PRを2日間努めたわけであります。

全国から230を超える町村が一堂に会して地域の物産をPRしたわけですが、そういう面も含めて、そういう機会があれば町としても大いに町外に出て行って、そして消費地域であります東京を中心にして、そういう活動も今後含めて活動してまいりたいと。

それには町内業者も独自で開発した商品であるとか、またあわせて青年部が地産地消ということでいろいろ工夫をされて出された商品等もありますし、また特産品でありますこかぶでありますとか、いちごでありますとか、そういうものもやはりPRすることによって農家の方たち、商工会の方たちの経営に少しでも役に立ちたいということでもあります。

先ほど観光パンフレットも発刊されるということで2万部という話もございましたけれども、これも対応・対策として東庄町で今こういうことを興していますというPRと、東庄町だけではやはりページが埋まりませんので、銚子市も旭市も、それから香取市も対岸の神栖市も含めた観光パンフレット一体とし

て、訪ねてきてくれた方たちがそのパンフレット1冊あれば機軸になる、ちょうど真ん中に当たる東庄町を中心に観光ができると、また特産品を求めることができる、そういうようなものをこれからもPR活動に使ってまいりたいと、このように考えているところであります。

それとあわせて、来年の3月を一応竣工予定にしております東庄町工業団地に東洋合成が香料の工場を稼働させます。これは約100人規模の雇用ということでございますが、景気低迷の中で工場を稼働させるということは大変な思いということでもありますけれども、雇用の面で少しでも役に立てばということで今、会社側との話し合いも進めております。その研究員等を含めると技術者も今、東庄町に30名ほど技術の専門家が来て指導していくということでもありますし、住居も今町内で検討して探しているところでございます。あわせて、これが少しの起爆になればありがたいなと思っているところであります。

それと、重点ということでの配分ではありますが、今検討を加えております。3月の予算の議会にはお示しができるかと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

ホームページの関係でありますけれども、今回図書館の検索システムが故障中ということでありましたので、この関係につきましては予算が少ないのかとか、ご質問がございましたが、業者の方へメンテナンス関係につきましては委託している中で、ホームページにつきましてはやはり各課でいろいろ確認をさせていただかなければなりませんので、その点十分周知したいと考えております。

これからホームページは改善の方をいろいろ図っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、2点目の質問でございませぬけれども、先ほど議員、矢祭町の関係

でご質問を出されましたけれども、子づくりの話は聞いていないよということだったんですが、矢祭町のそのことをお伺いしまして、まずは子づくりなのかということ子づくりも含めて答弁をさせていただいた次第でございます。

それで、子育ての方で現金給付ではなくて現物給付をということで1例を申し上げるならば、23年の1月から実施しております先ほど出ましたH i b ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、あるいは子宮頸がんの予防ワクチンのこれらの予防接種、これらについては経済効果を考えますとやはり先々の効果は非常に高いと我々は踏んでいるところでございます。

そういうことも含めて、矢祭町のように単に子づくりに対して報奨金を出すような制度ではなくて、そのようなお金があればそれを実際の今いらっしゃる、あるいはこれから子づくりをされる皆さん方にソフト事業としてお返しをしたいと、町はこういう考えを持って進めているところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

以上で質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、多田和弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

先ほどの佐久間議員の一般質問の中で、私の方で請願紹介議員、議会の慣例の中で2人ということで発言をいたしましたけども、私の勘違いでありまして、1人で問題ございませんので、訂正をさせていただきます。

大変申しわけありませんでした。

議長（鎌形寿一君）

次に、7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。質問事項4点ということで、なるべく簡単に伺ってまいりますので、よろしくお願いします。

3月11日に発生した東日本大震災は東北・関東の各地に未曾有の被害をもたらし、今も続く福島第一原発事故、放射能汚染、風評被害などなど、課題はまだまだ解決されていない中、迅速な対応が求められるところですが、復旧・復興への政治の責任は重大な中、多くの課題が山積している中、政治は混迷し先行き大変不透明な中ですが、地方においても大変厳しい状況が続いているところだと思います。

その中、東庄町においては11月に東庄町議会議員選挙が行われました。無投票ということで新しい議会が構成されたところですが、議会といえば議員定数削減、議員報酬削減、議員の資質の低下の話ばかりです。議会無用論まである昨今の風潮の中ですが、議会は住民から直接選ばれ、その代表者として直接の選挙によって選任され、同じく住民から直接選挙で選ばれた町長と二元代表制のもと、地方公共団体の具体的政策の最終決定権と執行機関の行財政運営の批判と監視という使命と任務の重大な職責を負っています。そこで、議会に対する町長の認識について質問します。

まず二元代表制について町長のご所見を伺います。

地方自治体では、地方公共団体の長と議会の議員はいずれも住民の直接選挙で選ばれ、長には執行権、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して、適正で効率的な行財政運営の確保を目指す、いわゆる二元代表制を採用しているところですが、予算については編成権、提案権、執行権は長に専属し、一方議会の議決がなければ執行できない建前がとられ、議会は議決に当たって状況によっては修正も否決もできる、住民の意思が十分に行政に反映される仕組みになっているところですが、現在市町村の中心的な執行機関は住民が直接選挙で選出した一人が代表する独任制の首長であり、議会と首長は本来二元代表制において互いに牽制し合い、抑制と均衡の関係にあるべきところ、長と議会の対等同格、二元代表とは名ばかり、長の議会

に対する優位性は変わらず、二元代表制の機能不全とも考えられます。住民には長さえいれば事が済み議会無用の感がありますが、町長の見解を伺います。

町長の二元代表制に対する基本的な考え方とあわせて伺います。

首長も議会も住民から選ばれ、ともに民意を代表する二元代表制のもとでは、互いに相手を尊重し合う暗黙の了解があったと思いますが、名古屋市の例を初め、ことしの統一地方選挙における首長の議会議員の定数削減、議員報酬削減の選挙公約など、選挙目当ての面もあるとは思いますが、首長対議会の対立の激化がマスコミをにぎわせたりしておりますが、二元代表制のもとではそれぞれが住民の代表としての認識から知恵を出し、なれ合い関係でなく両者が少々ぶつかり合うのも結構なことだとは思いますが、互いに譲歩し合意に導いていく、互いの努力が住民に果たす役割だと考えますが、町長のお考えを伺います。

次に議会改革について、町長のご所見を伺います。

議会改革は議会が自主的に行うべきものであって、議会の問題、町長が口出しすべきではない、そういう意見もあると思いますが、町長と議会と町民が活発な議論を尽くすことなくして真の議会改革を行うことはできないと考えます。また議会への情報公開を初め、町長、執行部の理解と協力なしにはできない議会改革も数多くあります。町長も議会もともに町民によって選ばれた代表機関が町民の目線に立ってよりよい町政実現のため、ともに議論を行いながら考えていくことが大切だと考えます。このような見地から町長の議会改革に対する率直な考えをあえて伺います。

11月の町議選の中で、また議員生活の中でも多くの町民から議会が何をやっているのかわからない、議会はなくてもいいのではないか、議員の定数はもっと少なくてもよいのではないか、議員報酬は高いのではという声を多く聞かされました。そんな町民の声を謙虚に受けとめ、私自身も反省しながらこれからの議会はどうあるべきなのか、議会改革はどうあるべきなのかを町長、執行部とともに考えてまいりたいと思いますが、町長の見解を伺います。

議会改革について、過去4年間に首長提案の議案を一本も修正しない、議員提案の条例をつくらない、議員の賛否を公表しないのいずれも満たす議会、いわゆる「3ない議会」がアンケート調査の3分の1を占め、行政の追認機関とまで批判される議会を変えようという議会改革の声が住民にあり、多くの市町

村議会においても議会改革の芽が高まっている中、議会改革について具体的に3点伺います。

まず1点目は一般質問の一问一答方式導入について伺います。一括で質問し、一括で答弁する方式と違って、一般質問をわかりやすく納得いくまで質疑、答弁を繰り返す、議員と執行部の間により緊張関係が生まれると期待される所ですが、町長の見解を伺います。

2点目に議員定数削減、議員報酬削減について伺います。全国的に議員の資質と議会の存在意識を問う厳しい集中砲火が浴びせられ、議会に対する住民の視線は冷たい現状下、地方財政の窮迫と地方議会への不信感への相乗効果により、住民からの議員定数削減、議員報酬削減の声が大きくなっている各地で住民による直接請求の動きもある中ですが、今回の11月の町議選の無投票ということも踏まえて町長の見解を伺います。

3点目に町の各種委員会、審議会、協議会などへの委員の議員の就任について伺います。議員の附属機関などへの委員の就任については議員報酬と委員報酬の重複支給、二重審議による議会への審議権の軽視につながるなどの批判がある中、全国議会議長会も議員の審議会等への参画の見直しを求めている中で、町長の考えを伺います。

あわせて、町の審議会等の見直しも必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、東日本大震災の教訓と防災対策について質問します。

3月11日に発生した東日本大震災を引き起こしたマグニチュード9.0という想定外の巨大地震はこれまでの常識を覆し、今後の防災対策に課題をつきつけ、今世紀中ごろにも発生が予測される東海・東南海・南海地震も含めて今後の防災対策の見直しが求められる中、今回の巨大な地震、大津波、続く余震、福島第一原子力発電所の事故、放射能汚染、風評被害など、9カ月を過ぎた現在も今なお続いているところですが、東庄町においても人的被害はなかったものの家屋の損壊、かわらの落下、道路の陥没等の被害、速やかな復旧が望まれる所ですが、震災当日における東庄町の体制と住民、町民への対応がどうであったか、教訓を導き出し今後の防災対策に生かしていただきたいと願います。

そこで、大震災における課題について伺います。

1点目に防災体制について。今まで体験のない自然の想像を絶する巨大地震、大変な被害が予測され、迅速な対応が求められる中で災害対策本部を立ち上げたと思いますが、地震発生が午後2時46分、時間と体制、人員配置などについてお尋ねします。消防団、警察など、他の機関との連携についてもお尋ねします。あわせて、議会との連携、かかわりについても伺います。

2点目は町民に対する情報提供、情報伝達はどうであったのか。当日は停電も加わり、携帯電話の機能も麻痺し、テレビ、ラジオからの情報は広域での対応であって、地元地域の情報、どう対処すればいいのか、町民が判断する情報源がない中で、情報提供、情報伝達が適切に行われたのか、防災行政無線の活用とあわせて伺います。

3点目に避難所の対応と安否確認についてお尋ねします。震災に伴い避難所が設置されたところですが、運営と対応に関して避難が必要な場合は町として町民に情報提供や避難誘導の呼びかけはどのように実施したのか。特に高齢者、障害者に対してどう対応したのか。避難所の運営は人員の配置も含め、問題なく運営されたのか。避難所と災害対策本部との連絡手段は確保されていたのか。食料、水、毛布などは十分に確保されていたのか。あわせて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、障害者など安否確認はどのようになされたのかお尋ねします。

4点目に小・中学校での帰宅対応について伺います。学校にいた児童・生徒の帰宅対応はどのようになされたのか、地震発生前に帰宅した子どもたちに対する安否確認とあわせて通信手段が困難な中で、どのようにされたのか伺います。今回の震災を教訓として、行政が把握している主な課題について、行政としてどのように考えているのかもあわせてお聞きします。

次に、福島第一原発事故の影響と対応についてお尋ねします。地震、津波に加え福島第一原発の事故は全容がわかってくるにつれ、国や東京電力の対応のひどさが明らかになっているところですが、原発事故が発生して以来、放射性物質の飛散による放射能被曝への恐怖と不安が増幅している中で、風評被害など、現在も深刻な問題が依然として続いている状況ですが、近隣の旭市、香取市の野菜も一時出荷停止され、現在は町の放射線量測定値の結果は東庄町役場で0.13、平常値とされる市原市の0.04より高い平均値でもあり、汚染

地帯であることは明らかです。

そこで、東庄町の産業の特に農業、畜産業について原発事故の放射能汚染による被害、風評被害などの被害、損害の状況についてどのように把握しているのか、どのような対応をされているのか伺います。

東庄町においても放射線量の測定が実施されているところですが、子どもたちへの健康への被害に影響を心配する声がある中で、子どもに関しては放射線の感受性は大人より2倍も3倍も高いとされ、積極的に対策を講じる必要があります。児童・生徒の被曝線量、学校給食で使用される食材の放射性物質の測定、放射能や食の安全に対する不安がいまだぬぐい去ることができない中、町の認識と見解を伺います。

次に、今後の防災体制について質問します。

今回大震災と原発事故を踏まえ、「福祉・防災のまちづくり」がいよいよ求められると考えますが、防災計画の見直しも進められているところだと思いますが、町の基本的な考え方と具体的な施策について伺います。

町民にとって東庄町に襲ってくる災害を想定する資料としてハザードマップは重要な資料だと考えますが、町はハザードマップを作成しているのか。作成していればいつどのような考えでつくられ、どのように配布したのか。町民に対してどのような形で周知し、どの程度理解されているのか。

次に、防災教育や防災訓練がどのように行われていたのか。今回の震災を受けて、地域を巻き込んだ防災教育や防災訓練も必要だと考えますが、今後新たな取り組みをどのように考えているのか、伺います。

この機会を逸することなく町民の防災教育、防災体制充実の指針を示す必要があると考えますが、ご所見を伺います。

東庄町総合計画と将来のまちづくりについて質問します。

総合計画は東庄町のまちづくりを進めていく上での基本姿勢や将来像、具体的な施策などについて中長期的な視点から策定するものであり、まちづくりの基本理念であり、総合的、長期的な行政運営の指針となると考えますが、まちづくりについてはそれだけで十分な議論が必要だと思います。

その件に関しては次の機会に回すとして、ここでは総合計画で定めた前期基本計画の5年計画の終期を迎え、後期基本計画の策定に当たり、前期基本計画

の検証と課題についてと後期基本計画の策定について考えをお聞きします。

前期基本計画の検証と課題について伺います。

基本計画は基本構想で掲げた取り組む必要のある施策を設定し、行政運営においては施策事業について目標値を設定しているところですが、進捗状況、達成状況について伺います。

基本計画における指標の見通しについて2点見解を伺います。

まず、人口フレームについて。少子高齢化、人口減少傾向が依然とまらず、地方自治体にとっても深刻な問題、町の人口も減少を続けており、昭和60年度の人口は1万8,337人、基本構想では最終年度である平成28年度の想定人口を1万5,000人と想定し、前期基本計画の中期である平成23年度の想定人口を1万5,650人と想定しておりますが、広報によれば11月1日現在の人口は約1万5,303人、乖離があるところですが、平成22年度国勢調査の集計によりますと前回調査から1,500人減少、減少率ではマイナス6.22%、県内ワースト8位だと思いますが、この状況をどのように考えるのか伺います。

この人口減少が東庄町の町政全体に及ぼす影響、産業、町民福祉、教育への影響について伺います。

国勢調査人口は基準財政需要額や地方交付税など、町の財政にも大きな影響を及ぼすこととなりますが、あわせて伺います。

2点目は財政計画についてお聞きします。地方財政厳しい状況は依然続いているところですが、財政状況の比較について伺います。基本計画では平成23年度決算額の推計額として歳入、歳出42億4,100万円を見込んでいるところですが、平成23年度の決算はまだ出ていない中ですが、平成22年度の決算報告では歳入57億4,758万円、歳出51億8,122万円、大きな乖離があるところですが、さまざまな要因がありますが、さまざまなデータに基づいた将来の財政事情がどうなるのかを明らかにし、しっかりした中長期的な財政見通しを示すことが重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、後期基本計画の策定について伺います。

後期基本計画の策定に当たり町民アンケートを行ったところですが、アンケート結果を踏まえ成果と課題についてどのように考えるのか、後期基本計画の

策定についてどのように考えているのか伺います。

計画作成に当たってどのような体制で進めているのか、行政内部で行っている場合は担当部署についてお尋ねします。地方・地域が多くの課題を抱える中、地域全体がみずからの住む地域について考え発案し参画する住民参加のまちづくりが必要だと考えますが、あわせて考えを伺います。

次に、平成24年度予算編成について簡単に質問します。

最初に、平成24年度予算における主な施策について伺います。

欧州における政府債務危機、円高、景気の停滞、日本も1,000兆円を越える政府債務を抱え社会保障改革、消費税増税など、震災からの復旧・復興も含め多くの課題は先送り、政治は混迷を深めているところですが、国の地方財政計画の先行きも不透明な点もあるかとは思いますが、町はどのように考えておられるのか、予算編成に当たって基本的な考え方、姿勢について所見を伺います。また、平成24年度予算における主な施策事業について考えをお聞きします。

次に、予算規模、地方交付税、町税の見込み等についてお尋ねします。

平成24年度予算について、予算規模についてどのように考えておられるのか。地方交付税については国の景気対策などにより増加傾向にあったところですが、震災や景気の低迷により、地方交付税特別会計の財源である所得税の大幅な減少、交付税特別会計の累積債務を返済のための年間1兆円程度の交付税減額が求められる状況下だとは思いますが、地方交付税の見込みについて財政当局の見解を伺います。あわせて、基準財政需要額、基準財政収入額の見込みについてもお聞きします。

次に、町税の見込みについて伺います。生産年齢人口の減少による個人住民税の減少に加え、震災、原発事故の影響、世界的金融信用不安、景気の動向などを考慮したとき税収の減少が見込まれますが、税収の見通しについて伺います。

最後に1点、議員年金制度廃止に伴う町財政への影響について伺います。

年金制度における町の負担額について従来の負担はどのくらいだったのか。年金制度廃止に伴い、今後どれだけの負担になるのか。大幅にふえると聞くと負担金についてお聞きします。

財源の捻出に当たって公費負担額の一部が地方交付税の基準財政需要額に算定されるとも聞きますが、どのくらい算定されるのかを含めて財政当局の認識を伺います。議会議員の実員数に対しての請求負担なのかもあわせて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。議会に対する私の認識ということでご答弁をいたします。

二元代表制についてでございますけれども、私の考え方を述べさせていただきます。昭和22年5月3日に施行されました日本国憲法第93条第2項では、地方公共団体の長と議会の議員を住民が直接選挙することを定めております。これこそ首長、議会議員のどちらも住民の選挙を経て、それぞれの地方行政を推進する立場の中で職務をまっとうすることになるわけでありまして。この制度は日本国憲法施行後65年もの年月を積み重ね、浸透・定着してきた制度であります。これだけ長きにわたり定着している制度でありますから、大いに尊重されるべき制度と考えております。

続いて、議会改革について申し上げます。話を伺っておりまして、いろいろな考え方、議会に対する熱意はよくわかっております。しかし、議会改革は私ども執行部側が申し上げるべきことではない、このように考えております。やはり自分たちの組織体であります。そういうことの中で、みずからが率先して改革に努めていく、そしてある程度の案を出してもらうことが先決だと私はそのように考えます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から質問事項2の東日本大震災の教訓と防災対策についての関係でお答えさせていただきます。

最初に町における対応の概要を申し上げます。災害対策本部は地震発生直後の午後2時50分に設置しまして、4月25日午後5時の本部廃止までの間、

地震当日は3回の本部会議、翌日からは朝夕の2回、16日からは夕方の1回、4月からは1週間に1回程度の本部会議を開催しております。本部会議は全部で23回行われまして、震災当初は被害状況の把握から緊急対策に関する事項の協議を、日がたつにつれまして復旧・復興状況の報告が中心となっております。

続いて、避難所の状況につきましては、11日午後5時10分に公民館、保健センター、ふれあいセンター、役場庁舎の4カ所に設置しました。避難者数は同日午後9時に557人で最高に達しまして、翌12日朝8時には272人まで減少しました。時間の経過とともにさらに減少を続け60人以下となったため、ふれあいセンター、役場庁舎については12日午後5時で閉鎖しております。その後、12日夜に若干の増加が見られましたが、13日朝から昼に向け大半の方が帰宅することであったため、13日正午をもって全避難所を閉鎖しております。

避難所におけます職員の対応につきましては、公民館につきましては教育課、保健センターにつきましては健康福祉課、ふれあいセンターにつきましては健康福祉課、役場につきましては総務課の職員が当たっております。また、12日朝より各避難所に保健師による健康相談窓口を開設しております。

避難所の開設場所の選定につきましては、地震直後からの町内巡回により、避難者数は大規模になる見込みは少ないと判断しまして、避難所運営を行うに当たりまして、学校ではなく畳などがある休みやすい公共施設を避難所としております。

大震災の方を振り返ってみますと、初めに計画停電関係であります。この計画停電につきましては、東電本社は本町が日ごろから連絡をとっている成田支社、または千葉カスタマーセンター等への連絡よりも早く報道発表、ホームページなどの公表を行っており、グループ分けの正確な情報がなかなかつかめない状況にあり、町民からもいろいろ苦情の電話などもいただいております。

また、計画停電を行うと発表されても電力状況が逼迫しない限り実施しないなど、その時間帯にならなければ実施、未実施がわからなく、町への連絡が10分、1時間前ぐらいであったり、情報が入りにくい状況でした。防災行政無線で町民へ周知も行いましたが、時間的な余裕がありませんで、情報を提供す

る側といたしましても非常に厳しい状況でありました。

情報収集、情報伝達につきましては、震災直後、午後3時より職員によりまず町内巡視を開始しました。また、各区長さんへも区民の安否確認等を依頼したため、早期に町内の状況を把握することができました。あわせて、福祉部門による独居老人等の安否確認も即座に実施し、人命にかかわる情報を迅速に収集することができたと認識しております。これにより、緊急に人命にかかわる案件がなかったため、当日夜間より道路復旧や水道復旧に人員を充て、早期復旧を目指すことが可能となっております。

職員間の情報伝達としましては、3月中は毎日災害対策本部会議を実施し、そこで各部署の把握事項等、情報交換を行っております。震災直後の伝達手段としましては、町防災行政無線、移動系や県防災無線、県防災システムはすべて稼働していた状況であります。各避難所や県災害対策本部などや、そのような防災行政無線、または移動系の無線等で連絡をとることができております。

震災関係につきましては、以上のような状況でありました。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、東庄町における風評被害についてお答えしたいと思います。

今回の原発事故によります風評被害ですが、農協関係につきましては全農で取りまとめて申請することとなっており、かとり農協へ問い合わせしましたところ、東庄町関係の取り扱いはこかぶ、三つ葉、サンチュ、こねぎ等で延べ件数で175件、請求額で約2,800万円、これに対して支払い額が2,400万円となっております。農協関係以外の農家の方については個人で直接東京電力へ申請することになっており、町への風評被害に関する問い合わせはなく、件数、金額等は把握しておりません。

また、商工関係ですが商工会へ確認したところ、今のところ風評被害による請求等はないそうです。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、震災時の児童・生徒の下校の状況でございますけれども、当日小学校2校は短縮授業のため、午後2時でもう下校しております。他の2校は地震発生後児童を校庭に避難させ、保護者へ連絡後、保護者、地域の方への引き渡しを行っております。また、保護者が来校できないときは、保護者が来るまで学校の方で児童をおあずかりしておりました。また残りの1校につきましては、既にもう児童が下校途中にありまして、職員が通学路の方に向かいまして、子どもの安全を確認しながら巡回して下校をしたということになっております。

中学校は当日卒業式のために3年生は帰宅しており、部活動中の者につきましてはロータリーへ避難をさせ、人員の確認、保護者が迎えに来た者につきましては随時保護者に引き渡しを行い、午後4時ごろ、先生方が通学路を確認後、地区別に集団下校をさせております。

当日、停電となっておりましたので、信号機のポイントに職員を配置させるとともに、残りの先生方は通学路を巡回して児童の安全を確認したということでありました。

なお、この地震による津波の大きさ等を踏まえまして、石出小学校では津波警報発令時の避難場所、避難経路、そういうものを見直しを行っております。やはりこのような大きな災害時には保護者への引き渡しを原則として進めたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

先ほど総務課長の答弁に一部ございました安否確認の件でございますけれども、独居世帯、高齢者世帯、また障害者のおられる世帯につきましては、人命最優先ということで発災直後から職員のほか、民生委員・児童委員、区長さんなどが訪問し安否確認に当たっていただきました。情報手段が途絶あるいは限定されていた中にもかかわらず、おかげさまで官民一体となって安全の確認がとれましたことに改めて感謝を申し上げたいと存じます。

今後の課題としましては、本年度中に要援護者台帳の整備を行うほか、見守

りネットワークによる平時からの見守り体制の強化、あるいは福祉避難所の設置、情報伝達手段の検討などが必要と考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

私の方からは原発事故にかかります放射線量測定並びに公表体制についてご説明申し上げます。

現在3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う空間放射線量の測定につきましては、町内保育園、幼稚園、小学校等、公共施設を中心に20カ所について実施しております。また、測定値の公表につきましては「広報とうのしょう」、町ホームページで公表を行っているところでございます。

なお、現在放射線測定器につきましては、県から借入れをいたしまして測定を行っておりますが、町におきましても購入契約を済ませまして、納品を待っている状況でございます。なお、報道等で公表されております千葉県基準値、いわゆる市原での基準値でございますが、市原の測定は地上高7メートルの位置での測定値でございます。平常値おおむね0.042マイクロシーベルト、現在は0.046マイクロシーベルトを推移しているところでございます。

なお、東庄町におきましての測定につきましては、地上高50センチと1メートル、この二つに対しまして測定をいたしております。なお、行政報告で報告の7ページにございます空間放射線量の測定値の表でございますが、これは双方の平均値を記載したものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

地域防災計画の見直しにつきましては、今回の経験を踏まえまして指定避難所の変更や職員の配備体制の見直し、また各公共機関、民間業者ともさらなる連携を強化する内容に変更を予定しています。

しかし、国の防災基本計画、県の地域防災計画が見直し修正中であります。その内容に準拠しなければならないため、本町の修正につきましては来年度以降になる予定であります。また、想定される地震、房総沖地震などへの対応につきましても、県地域防災計画等で新たな被害想定が公表されることとなると思われるため、こちらも県地域防災計画の内容を確認してから判断したいと考えています。

避難先の徹底や防災訓練などにつきましては、平成19年3月に東庄町洪水ハザードマップを作成し、町内の避難場所を記載し全戸配布を実施しています。また町のホームページにも洪水ハザードマップ、地域防災計画を掲載しておりますが、年数が経過していることもあるため、改めて広報紙、ホームページの周知等を行いたいと考えています。

防災訓練につきましては、以前は各小学校を会場に各種団体、地域住民に参加いただき訓練を実施しておりましたが、ここ数年は消防団と町職員を中心とした土のう積み工法などの実動訓練を行っている状況であります。今回の経験を踏まえ住民参加型の訓練も検討したいと存じます。

続いて、東庄町総合計画と将来のまちづくりについてですが、前期基本計画の検証などについて申し上げます。

前期基本計画では数値化できるものを67項目選び、目標値を設定しております。平成22年度までの検証結果は9月議会においてお配りしたところですが、新しい議員の皆様には後ほど配布いたしたいと思っております。結果は全67項目中、1項目が目標値を達成して事業を終了、22項目が目標達成、44項目で未達成、未達成のうち、6項目ではほぼ目標値に到達している状況でありました。また、今後の大きな課題として人口減少、少子高齢化といった問題が進行しております。

続いて、後期基本計画の策定状況について申し上げます。後期基本計画に関しましては昨年町民アンケートを実施して、町民の考えの集約に努めてまいりました。開発審議会へ報告を行い、現在策定委員会で細部を調整中です。現在、素案の最終段階に入っております。間もなく原案として開発審議会へお示しできることになると思います。

また、計画策定に多くの労力、経費を費やして策定する意味があるかという

こともありますが、ことしは地方自治法の改正があり、基本構想の策定義務が廃止されたところですので。これによりまして基本構想を策定するのか、策定しないのかは各自治体にゆだねられたことになりました。現状ではどこの自治体も基本構想に基づき総合計画を策定して、自治体の長期計画として最上位の計画に位置づけられ、有効に機能している状況です。東庄町でも第5次総合計画を継続して後期基本計画を策定し、向こう5年間の行政指針を定めることとしています。

ちなみに経費につきましては、通常計画の策定に当たり、コンサルタント会社に委託して各種アンケートの調査を実施したり、計画書の作成を行ったりして、業務委託料等にそれ相当の費用がかかるものです。しかし、今回の後期基本計画の策定に当たりましては職員による策定作業を行っておりますので、経費的にはアンケート郵送料や各種印刷代など、ごく限られた経費に圧縮することができております。

続いて、平成24年度の予算について申し上げます。

現在、取りまとめの作業を行っております。そのような中で主な施策というのは町長等の答弁の中でも「躍動」、「連携」、「地域力」の三つの重点プロジェクトを中心にということで、各種施策の展開を図っていく考えであります。主なものとしましては「安心して暮らせるまちづくり」、「子育てしやすいまちづくり」、「町民が支え合うまちづくり」などがあります。

次に、予算規模や地方交付税などの見込み傾向についてですが、地方交付税につきましては総務省の報道発表などによりますと、平成24年度の地方交付税につきましては2,848億円ほど減額になる報道発表がなされております。本町の地方交付税の見込み等につきましてもそれに合わせた形で交付税を見込む予定であります。また、基準財政需要額等の話がありましたが、基準財政需要額につきましては約30億ほど見込みます。また、基準財政収入額につきましては、約13億ほど見込む予定になってくると考えております。

平成24年度の予算規模としましては、平成23年度当初予算を大きく上回ることはないと思いますが、今年度震災の影響で執行できなかった道路改良工事など、積み残しが考えられますので、その辺で全体の予算に影響する可能性は出てくると思います。また、先ほども地方交付税の金額を申し上げましたが、

その原資となる所得税を初めとする国税収入がやはり震災の影響で減少することが考えられ、今後も縮減傾向にあるものと見込んでおります。

町税につきましては、来年度は固定資産税の評価がえの年度であり、一定程度の減少が見込まれます。収納率の向上に努め、自主財源の確保を図っていきたい考えであります。

続いて、地方議会議員年金制度の廃止に伴う町の負担について申し上げます。平成23年度当初予算で議員共済会負担金として3,500万円ほど計上しております。前年度まではおおむね700万円でしたので、大きな増となっております。負担額は今後、減少していくと見込まれますが、長期にわたり一定程度の予算措置が必要になるものと思われまます。この費用負担は平成23年度は普通交付税の基準財政需要額に一部が算入されております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

まず議会改革についてなんですけど、確かに議会改革は議会みずからが行うべきだと思います。ただ、行政にも大分関係する部分があるわけですから、町長は議会は議会ということなんですけども、長にしても議員定数、議員報酬の削減を含めての条例案で議会に提出することができるわけですから、その辺も考えてもらいたいと思います。

また、1問1答方式導入、一般質問についてもこれはやはり執行部との話し合いも十分に必要だと思います。町長の認識を聞いているわけですから、これは町長としてどう考えるかを答えてもらいたいと思います。

それと防災・震災関係なんですけども今回、日中職員もいるし、体制としては被害というか避難所に関しましても、被害を受けてというよりも地震・余震に対する不安だったと思うんです。これが夜間だったり、停電が長く続いたり、いろいろな悪条件が重なったときの対応も十分に考えて今後の防災体制に生かしてもらいたいと思います。

それと、震災に限らず高齢者、障害者、ひとり暮らしの家庭、いろいろな面で民生委員さんを初めと言うけども、民生委員さんの受け持つ範囲、受け持つ

人数から言うと、それを対応しているだけでも半日以上かかる面もあるわけですから、そのほか行政組織、いろいろな面の連絡体制というか、連携というか協力体制、これも含めて考えていかなければいけないと思います。安否確認だけでもある程度かかるはずで、避難誘導とかその面もやっていると、それだけでは対応できないと思うんです。その辺も十分に、悪条件まで考えていかなければならないと思います。

それと、放射線の影響なんですけども、現在の11月の町における測定値は0.1幾つとか、0.1とかその辺ですけども、その中で国の暫定値である0.3幾つですから、大きく下回っていますと言うけども、やはりこれは暫定的な値であって、その辺を考えて風評被害というか放射線に対する、特に子どもを持った親御さんたちの心配はあるわけですから、その辺は町としてどう認識しているのか。

先般発表された放射能汚染地図によれば0.125マイクロシーベルト以上の汚染地域には違いないですよ、やはり。現在は少ないとは言え健康に被害があるかどうかはともかく、町が暫定的な値である3.8マイクロシーベルトですから大きく下回っているとは言え、毎時3.8マイクロシーベルトは年間20ミリシーベルトなんですよ。その辺も考えて、町としてどう考えているのか、その辺を1点お聞きします。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

先ほど来、議会でもできるけども町側の見解と、こういう話でありました。しかし、私も議会の経験がございます。議会のみずからやはり検討を加えてスタートするべきだろうと私は思っております。今、いろいろな地域で問題になっているのは、執行案を強制的に議会にのんでもらうというやり方の方式で、議会と執行部のトラブルが起きているのが要因であります。

私はやはり議会も一機関として大切な機関だというようにして考えております。ですから、議会の中で十分、その論議をして、そして議会の一つの方向性だとか、案だとかということが決まれば、協議の中でまたそれを執行側に提案として示していただいて、またそれでお互いにあり方を検討してまいりたいと、

そのように考えているところであります。

やはり問題が大変今、全国的にこの問題が広がっておりますけども、一步誤ると大変な問題を引き起こすと私は思っております。やはりこれからの議会のあり方ということで、十分議員相互の理解も必要ではないかと、そのように考えているところであります。

私は先ほど来、この第1回定例会の中で議員さんの多くの質問もいただきましたし、またそれに答えてまいりましたけども、議会内部のことは自分たちでみずからがそういうような方向を示していくということの姿勢は町民にとっても大変ありがたいし、また議会の姿勢が示されるものだと思います。執行側からあえて申し上げて、それで強制的にやったということであれば議会の持つ威厳と尊厳が失われてしまうだろうと、そのように思います。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

議員おっしゃられます年間の20ミリシーベルトの関係ですけども、これにつきましては毎時3.8マイクロシーベルトということで、現在町の測定値は0.15とか20分の1以下という状況でございます。

それで、環境省の基準でございますが、これにつきましては0.23マイクロシーベルト毎時、これでいきますと1年間に1ミリシーベルトという計算になるわけであります。

そういったことで、現在町の中ではこの基準値0.23マイクロシーベルト毎時、ここまで達していない状況でありまして、これ以上になりますと、いわゆる国の除染地域という対象になるわけでありまして、現在除染計画を国の指導マニュアルによりまして策定中というところでございます。

ご了解をいただきたいと思っております。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

0.23、その辺はわかりますけど、今回の国の除染に対する重点調査です

か、それに対しても銚子も同じような値だと思うんです、現在測定されているのは。それに対して銚子市は除染を申し込んだと。0.23以下ということで指定はされなかったと思うんですけれども、やはり町、市の認識が違うのかと思いますけれども、その辺は町としても考えてもらいたいと思います。

それと1点町長にお聞きします。総合計画なんですけど、先ほども総務課長の方からありましたけれども、総合計画についてやはり計画のための計画、抽象的という面があると思います。

それとあと外部委託という面があると思います。それとあと費用もかかります。それだけの費用とそれだけのものをかけて作成する必要があるのか。本年23年、基本構想の策定、自治法の改正もありました面も含め、それと全国的に自治基本条例制定の策定の動きが進んでいる中、議会についても議会基本条例、そういう動きがある中で、町長はどう考えるかお聞きします。

議長（鎌形寿一君）

副町長。

副町長（清水正幸君）

まず総合計画の外部委託について若干認識のそごがあるようですので、私の方から申し述べさせていただきたいと思います。

現在の後期基本計画の策定に当たっては外部委託はしておりません。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、同意第3号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、土屋進君の退席を求めます。

（土屋 進君 退席）

議長（鎌形寿一君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議会議員選出の監査委員として選出をされておりました平山茂監査委員が1月30日をもちまして任期満了となりました。これに伴い、土屋進議員を議会議員選出の監査委員として選任いたしたく提案をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号は、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、同意第3号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

土屋進君は入場してください。

（土屋 進君 入場）

議長（鎌形寿一君）

日程第7、議案第33号、東庄町弓道場の設置及び管理に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第33号、東庄町弓道場の設置及び管理に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

弓道に関しましては現在、多くの大学や高等学校の弓道部が合宿等で来町し、民間の弓道場を利用している状況であります。町弓友会も会員40名で日々練習と大会等を開催しております。

また、教育委員会主催の弓道教室を開催してきましたが、町の弓道場がないため運営に支障を来している状況でありました。このため、町では国からのきめ細かな交付金事業を活用し、現在弓道場建設工事を行っております。弓道場の竣工に向けて、町の施設として町民の皆さんが優先して利用できるよう、管理等の条例を制定するものでございます。

また、町の弓道場ができることによりまして、さらに弓道人口が増加し、弓道の町、ひいては町民の健康増進のため取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第33号、東庄町弓道場の設置及び管理に関する条例を制定することについて説明を申し上げます。議案書つづりの4ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたように、町弓道場の建設完成に伴う設置及び管理に関する条例を制定するものであります。内容についてご説明を申し上げます。

第1条は条例の趣旨規定で、町民の体力向上とスポーツの推進を図るというものであります。

第2条は名称を「東庄町弓道場」とすることと、位置を定めるものであります。

第3条は管理規定で、弓道場の管理は教育委員会が行うとするものでありま

す。

第4条は使用の許可規定で、使用しようとする者は教育委員会の許可を受けると、許可に当たって必要な条件を付すことができるものとなっております。

第5条は許可の制限規定で、公序良俗に反するおそれがあるとき、施設等を損傷するおそれがあるときなどは許可をしないことができるものとしてごさいいます。

第6条は行為の禁止規定で、施設及び敷地内で営利目的、宗教目的、政治目的などの行為を禁止するものであります。

第7条は使用許可の取消し等の規定で、許可を受けた者が条例または規則に反したときに、また虚偽の申請が明らかになった場合は許可を取り消すことができることとしております。また、第2項では許可の取消しにより生じた損害については、教育委員会は責を負わないものとしてごさいいます。

次ページをお願いいたします。第8条は使用料規定で、別表については後ほどご説明いたします。第2項では、使用料は前納しなければならないものとしてごさいいます。

第9条は使用料の減免規定で、公共的団体が主催する諸行事や教育委員会が必要と認められた場合は、使用料を減免することができる規定でごさいいます。

第10条は使用料の還付規定で、使用者の責に帰さない理由で使用ができなかったとき、許可の取消し処分があったとき、使用前に許可申請の取り下げがあったとき等は、使用料の一部または全部を返還することができるものとしてごさいいます。

第11条は原状回復の義務規定で、使用後は清掃して、もとどおりにして返してくださいということでごさいいます。

第12条は損害の賠償規定で、故意または過失による施設の破損等があったときは原状に復していただくことと、原状に復することができないときは損害賠償をしてくださいという規定でごさいいます。

第13条は委任規定で、施設の運営に必要な事項、規則は別に定めるものとしてごさいいます。

なお、附則で施行期日を公布の日からとするものとしてごさいいます。

次ページをお願いいたします。第8条関係の別表の弓道場の使用料でござい

ますけども、利用時間につきましては午前9時から午後10時までとしまして、3時間単位の料金設定となっております。料金につきましては近隣の自治体、町の他の施設、民間の弓道場の料金を参考に、記載のとおりとするものでございます。町内利用者、町外利用者の二つの利用区分に分けて、それをさらに個人使用、貸切使用に分けての料金設定となっております。

これで説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第33号、東庄町弓道場の設置及び管理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第34号、スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第34号、スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成23年6月24日にスポーツ基本法が公布されました。目的はスポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成等を図ることとされております。

これは、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正する形で制定されたものであります。本条例はこれを受けまして、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、当該条例の字句等の整理を行うものとなっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第34号、スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理を行うものでございます。議案書の8ページをお願いいたします。

スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の内容ですが、第1条で「東庄町スポーツ振興審議会に関する条例」の一部改正、第2条で「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正、第3条で「東庄町宮野台運動公園の設置及び管理等に関する条例」の一部改正、第4条で「東庄町町民体育館の設置及び管理に関する条例」の一部改正と、関連のある条例を一つの条例で改正するものでございます。

それでは、参考資料の議案第34号をごらんいただきたいと思います。参考資料の1ページをお願いいたします。

「東庄町スポーツ振興審議会に関する条例」の新旧対照表でございますけども、スポーツ振興法の公布を受けて、条例の題名を「東庄町スポーツ推進審議会に関する条例」とするものです。

第1条、第2条で法律の根拠条文と名称を「スポーツ推進審議会」、文言を「スポーツの推進」に整理するものでございます。

次ページをお願いいたします。「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の新旧対照表では、別表中の名称を「スポーツ推進審議会」に整理するものでございます。

次に、次ページの「東庄町宮野台運動公園の設置及び管理等に関する条例」の新旧対照表では、第2条中文言を「スポーツの推進」に整理するものでございます。

次ページをお願いいたします。「町民体育館の設置及び管理に関する条例」の新旧対照表も、第1条中文言を「スポーツの推進」に整理をするものでございます。

議案書の方の8ページへお戻りいただきたいと思っております。下段の附則で、施行期日を平成24年4月1日からとするものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第34号、スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時35分の再開といたします。

(午後 2時24分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

議長 (鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、東庄町食肉センターにつきましては指定管理者制度を導入し、指定管理者として「東庄町食肉センター事業協同組合」を指定しておりますが、この指定期間につきまして本年度末をもって期間が満了となります。

食肉センターにつきましては、同組合による指定管理者としての管理により経営も健全に保たれていることから、引き続き指定管理者による管理を継続すべく、同組合を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

来年度から同組合を食肉センターの指定管理者として指定することに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をいただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

議案第35号、公の施設の指定管理者の指定の件についてをご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、現在東庄町食肉センターにつきましては平成19年度に指定管理者制度を導入し、指定管理者として「東庄町食肉センター事業協同組合」を指定し、施設管理を行っております。指定期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間となっており、本年度末に指定期間が満了となります。

同組合による管理につきましては、経営の努力が見られ経営も健全に保たれていることから、実績のある同組合を指定管理者の候補者として選定すべく、同組合と協議の上、指定管理者の指定申込書の提出を依頼しました。

この申込書の提出を受け、11月2日に指定管理者選定委員会を開催し、これまでの実績等を総合的に判断した結果、施設管理も適切であること及び近年処理頭数も増加し経営状況も良好に推移していることから、同組合を候補者として選定いたしました。

今回議決をいただきまして指定管理者として指定し、管理業務等は協定書を締結することになります。協定の内容の詳細につきましては今後、組合と協議をしてまいります。指定期間につきましては平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第36号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第5号）から、日程第12、議案第38号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第36号から議案第38号までの一般会計外特別会計1件及び病院事業会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

まず議案第36号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,117万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,672万2,000円とするものでございます。

今回の補正では、子ども手当制度の改正に伴う減額補正、震災により発生した災害廃棄物の処理にかかわる経費、被災した東庄町観光会館の屋根の修繕にかかわる補助金、そして町税等の返還金などを内容として予算計上させていただいております。

まず、子ども手当でございますが、10月1日から「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、歳入歳出それぞれ補正を行っております。手当の総額では2,900万円ほどの減額になります。支給に当たって混乱が生じないよう留意し、事務を進めているところでございます。

次に、災害廃棄物の処理費用についてでございますが、被災住宅のかわらなどの処分経費として、24年3月までの見込み額1,717万円を計上しております。なお、12月分までの処理費用に対し2分の1の国庫負担があります。

次に、東庄町観光会館の災害復旧事業補助金でございますが、屋根の修繕費用の補助金として225万円を計上しております。

最後に、町税等返還交付金ですが、笹川地先の地籍調査事業を進めている中で、昭和47年度の町道改良工事で道路用地としてご提供いただいた土地に、誤って固定資産税を課税していた事例が判明いたしました。関係者は10名おり、大変ご迷惑をおかけした次第でございます。昭和49年度課税分までさかのぼり、利息分を含めお返しをいたしたく所要額272万2,000円を計上しております。

また、年金形式で受け取る生命保険金に対する課税にかかわる最高裁判所の判決に伴って、対象となる方に町県民税等の相当額を返還するため19万6,000円を計上しております。これらの二つの返還金を合わせ、町税等返還交付金として291万8,000円を補正しております。

以上、主な内容について申し上げますが、歳入については国県支出金、寄附金を補正し、収入が支出に不足する分については繰越金を補正しております。

続きまして、議案第37号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,459万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,367万3,000円とするものでございます。

この補正につきましては、診療費の伸びに伴う保険給付費及び過年度分の国庫補助金の精算に伴う償還金を増額補正するものが主なものでございます。

最後に、議案第38号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計

補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

予算第4条に定める資本的収入及び支出のうち、支出の補正でございます。

資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費の既決予定額を2,840万2,000円から638万1,000円を減額し、2,202万1,000円に、第2目・施設整備費の既決予定額6,301万円に1,183万1,000円を追加いたしまして、7,484万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、リハビリ施設の増改築に伴うリハビリ機器の購入額の減額と工事費の増額でございます。

以上、一般会計外特別会計1件及び病院事業会計の補正につきまして提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第5号）について、内容を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,117万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,672万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から申し上げますので、議案書の17ページをお願いいたします。

2款・総務費のうち、2項2目・賦課徴収費で町税等返還交付金291万8,000円、町長の提案理由にありましたように税の返還金で、固定資産税額相当分として272万2,000円、個人町県民税額相当分として19万6,000円を合わせた金額を計上しております。

固定資産税額相当分につきましては、昭和47年度に笹川地先で施行いたしました町道改良工事の際、用地買収した土地に誤って固定資産税を課税していたことが判明し、10名の関係者の方に昭和49年度課税分までさかのぼって、

利息分を含め返還したいものです。

なお、地方税法では還付金として返還できるのは過去5年分に限られており、これについては当初予算で計上しております過誤納還付金及び加算金で返還し、これを超える昭和49年度から平成18年度課税分までを今回、返還交付金として計上したものでございます。

次に、個人町県民税相当額分についてですが、最高裁判所において生命保険金を年金方式で受け取る場合、この生命保険金が既に相続税の課税対象となっているときは所得税の課税対象とならない旨の判決があり、該当する方に所得税相当額の返還措置がとられているところであります。これに伴い、個人町県民税についても該当する方に返還金をお支払いするため補正するものです。該当者は2名おまして、平成13年度課税分から平成18年度課税分までを返還交付金として計上しております。

また、平成19年度から平成23年度課税分につきましては、先ほどの固定資産税の還付金と同様、当初予算で計上しております過誤納還付金及び加算金として返還いたします。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費でシステム改修委託料63万円、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費です。

次に、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費で、在宅の障害児者の生活実態とニーズを把握することを目的とした、生活のしづらさなどに関する調査に要する費用を1節報酬・調査員報酬3万4,000円など、総額8万4,000円を計上しております。全額県費で賄われます。

また、東日本大震災による災害義援金の第3次配分に要する経費等として、11節の消耗品費、印刷製本費、12節の郵便料で総額40万4,000円を計上しております。

次に、13節・委託料で、障害児を育てる地域の支援体制整備事業として、ライフサポートファイルの作成に要する費用として50万円を計上しております。

次に、障害者グループホーム運営費補助金9万1,000円、補助基準額の見直しに伴い追加分を増額補正するものです。

次に、20節・扶助費で、重度心身障害者医療費198万円、不足見込み額

を補正するものです。2分の1が県の負担となります。

続いて、18ページをお願いします。

23節・償還金利子及び割引料77万1,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金、障害者医療費国庫負担金返還金、障害程度区分認定等事業費補助金返還金について給付費等の額の確定に伴う平成22年度分精算による返還金を増額補正するものです。

次に、2項2目・児童措置費、20節・扶助費、総額で2,943万7,000円の減額補正、これは10月1日から子ども手当制度が改正されたことにより、従前の制度による予算を減額し、特別措置法に基づく子ども手当について新規計上をするものです。

また、歳入として子ども手当事務費交付金が69万円減額されることから、事務にかかる経費を組んでおります1目・児童福祉総務費において財源振替をしております。

次に、3目・ひとり親家庭福祉費で、ひとり親家庭等医療費等助成金40万円、所要額の不足が見込まれるため、増額補正するものです。

次に、4目・児童福祉施設費で保育所緊急整備事業補助金18万8,000円、神代保育園の園舎屋根の防水工事、笹川中央保育園の遊戯室屋上防水工事等について工事費の増に伴い補助金額の増加が見込まれるため、増額補正するものです。

続いて、19ページをお願いします。

23節・次世代育成支援対策交付金返還金332万3,000円、額の確定に伴う平成22年度分精算による返還金を増額補正するものです。

次に、4項・災害救助費で応急仮設住宅借上料70万円、東日本大震災により他県の被災世帯のため、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるための費用を新規補正するものです。財源につきましては、要請があった県から千葉県を經由して全額が負担されます。

次に、4款・衛生費、1項2目・予防費で、高齢者向けの肺炎球菌ワクチンによる予防接種費用の助成金17万5,000円、接種希望者の増加が見込まれるため、増額補正するものです。

次に、4目・母子衛生費で小学生医療費助成金100万円、中学生医療費助

成金 200 万円、専門的な治療を要する医療費の助成申請がふえたため、増額補正するものです。

次に、7 目・保健福祉総合センター管理費の施設維持管理工事費 317 万円、経年劣化による保健福祉総合センターの非常照明灯及びカーテン・ブラインドの取りかえ工事費、駐車場区画線等の修繕工事費を新規補正するものです。

次に、センター用備品購入費 18 万 8,000 円、保健福祉総合センター来館者が利用する自動血圧計の新規購入費を増額補正するものです。

次に、2 項・清掃費で災害廃棄物処分委託料 1,717 万円、3 月までの見込み処分料をもとに不足額を補正するものです。なお、12 月分までは事業費の 2 分の 1 が国費で賄われます。

次に、5 款 1 項 3 目・農業振興費で農業経営基盤強化資金利子補給金 104 万 7,000 円、借入者の増などによる利子補給金の不足額を補正するものです。2 分の 1 が県補助金として歳入があります。

次に、6 目・水田農業構造改革対策推進費で水田自給力向上対策事業補助金 25 万 2,000 円、対象となる事業量の増による補助金の不足分を補正するものです。なお、当補助金は担い手水田利活用高度化対策事業補助金から名称変更をしています。

次に、加工用米補助金減額 126 万 4,000 円、作付実績に基づき減額補正するものです。

次に、新規需要米等補助金 172 万 1,000 円、飼料用米や米粉用米の作付面積に基づき増額補正するものです。

続きまして、20 ページをお願いします。

2 項・林業費で森林整備事業補助金 10 万 7,000 円、森林組合に対する補助金で、事業量の増により不足分を増額補正するものです。なお、全額県補助金として歳入があります。また、当補助金は森林機能強化対策事業補助金から名称変更しております。

次に、6 款・商工費、1 項 3 目・観光費で東庄町観光会館災害復旧事業補助金 225 万円、東日本大震災により損壊した屋根の復旧工事に対し補助するものです。

次に、7 款 5 項 1 目・地籍調査費で、9 月の補正予算で計上させていただき

ました震災による検証測量、座標変換業務の実施に伴い、県の負担金が増額することから財源振替を行うものです。

次に、9款・教育費、1項・教育総務費で通学路防犯灯設置補修工事費10万円、29カ所を予定しております。

2項・小学校費で教育施設維持補修工事費56万円、橘小学校の遊具補修費、4項・幼稚園費で同じく教育施設維持補修工事費15万円、橘幼稚園の遊具補修費です。

続きまして歳入について申し上げます。14ページをお願いします。

まず14款・国庫支出金で1項2目・民生費国庫負担金、子ども手当の制度改正に伴う国庫負担金の補正で、総額2,896万6,000円の減額補正を計上しております。

続いて、2項2目・衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金516万2,000円、東日本大震災による災害廃棄物処分委託料の財源として2分の1が負担されます。なお、12月までの処分にかかる経費が対象となります。

次に、3項2目・民生費委託金で69万円の減額、同じく子ども手当制度の改正により、事務費が減額されたことに伴い補正するものです。

次に、15款・県支出金、1項・県負担金ですが、15ページをお願いします。2目・民生費負担金で、3節から7節までは子ども手当制度の改正に伴う補正で、全体で23万9,000円の減額となっています。また、8節・災害救助費負担金で震災に伴う災害救助負担金70万円、被災世帯に提供する民間賃貸住宅による応急仮設住宅を町が借り上げるための費用の全額が県から負担されるため、これを新規補正するものです。

次に、3目・土木費負担金で地籍調査事業負担金339万円、東日本大震災に伴う検証測量、座標変換にかかる費用の県負担金で4分の3が補助となります。

次に、2項2目・民生費補助金の2節・障害児者福祉費補助金で、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金50万円、障害児を育てる地域の支援体制整備事業として、ライフサポートファイルの作成に要する費用の全額が県から補助されるため、これを増額補正するものです。

次に、生活のしづらさなどに関する調査交付金8万4,000円、調査経費の全額が県から交付されるため、これを新規補正するものです。

次に、3節・重度心身障害者医療給付改善事業補助金99万円、対象経費の2分の1が補助されるため、増額補正するものです。

次に、5節・児童福祉費補助金でひとり親家庭等医療費等助成事業補助金20万円、対象経費の2分の1が県から補助されるため、これを増額補正するものです。

次に、子育て支援対策臨時特例交付金12万5,000円、保育所緊急整備事業補助金として、保育所の改修工事について増額が見込まれその2分の1が県から補助されるため、これを増額補正するものです。

続いて16ページをお願いします。

4目・農林水産業費補助金、3節で水田自給力向上対策事業補助金25万2,000円、補助対象となる事業面積が増となり、全額が県から補助されることから増額補正するものです。

次に、4節で農業経営基盤強化資金利子補給補助金52万3,000円、貸付金額及び借入者の増による利子補給額の増に伴い、2分の1が県から補助されるため、これを増額補正するものです。

次に、6節で森林整備事業補助金10万8,000円、補助対象となる事業量が増となり全額が県から補助されるため、これを増額補正するものです。

次に、3項1目・総務費委託金で、2節・県民税保険年金相当額等交付金8万4,000円、歳出で申しあげました町税等返還金のうち、県民税相当額としての県交付金を補正するものです。

続きまして、17款・寄附金で指定寄附金200万円、町の教育のためにとお2人の方から100万円ずつご寄附をいただきましたので補正するものです。小学校費に充当させていただいております。

最後に、歳入が歳出に不足する2,695万5,000円について、19款・繰越金で補正するものです。

以上で、一般会計の補正予算（第5号）の説明を終わりにさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、議案第37号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明をさせていただきます。

平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、議案書の23ページをお願い申し上げます。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,459万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ20億1,367万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細によって説明をさせていただきますので、27ページをお願い申し上げます。

初めに歳出でございますが、1款2項1目の賦課徴収費につきましては、当初予算におきまして394万円を計上したところでございますが、保険税の所得割にかかる課税において、生命保険金のうち相続税の対象となった部分は所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決に伴い、過去5年を超え二重課税となっている分についても修正し返還する必要性が生じたため、1目・賦課徴収費に、新たに19節・負担金補助及び交付金を設け60万8,000円を補正し、交付金として返還しようとするものでございます。

続きまして、2款1項4目の退職被保険者等療養費ですが、当初予算におきまして69万2,000円を計上したところでございますが、診療費の伸びに伴い21万6,000円の不足が生じたため、同額を補正し90万8,000円とするものでございます。

次に、2項・高額療養費ですが、当初予算におきまして1億2,202万3,000円を計上いたしましたが、2,010万4,000円の不足が見込まれるため、同額を補正し1億4,212万7,000円とするものでございます。これは件数の増加及び1件当たりの医療費が増加していることが主な要因でございます。なお、内訳といたしまして1目・一般被保険者高額療養費が1,670万円、2目・退職被保険者等高額療養費が340万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、4款1項1目・前期高齢者納付金、これは65歳から74歳ま

での医療費にかかる納付金でございますが、当初予算におきまして60万円を計上しておりましたが16万円の不足が生じたため、同額を補正し76万円とするものでございます。

続きまして、11款1項3目・償還金でございますが、当初予算におきまして600万円を計上しておりましたが、平成22年度分医療費の精算に伴う国庫補助金の返還金が生じたため350万6,000円の不足となりましたので、同額を補正し950万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、26ページをお願いいたします。

このたびの歳出補正額2,459万4,000円にかかる財源につきましては、10款1項1目・繰越金2,459万4,000円をもって補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、議案第38号、国保東庄病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをごらんください。実施計画内訳書に基づきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、資本的収入及び支出のうち、支出の補正でございます。

資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費のうち、第1節・器具備品購入費の既決予定額から638万1,000円を減額し、2,202万1,000円に、それから、第2目・施設整備費のうち、第1節・工事費の既決予定額に1,183万1,000円を追加し、7,253万1,000円にするものです。内容は器具備品購入費におきまして、リハビリテーション器具の購入額が当初見込みより低く抑えることができることから減額をし、工事費におきまして、リハビリ施設の増改築工事費が当初見込みより増となることなどから増額をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番。

11番（多田和弘君）

一般会計の歳入についてお聞きします。

17款の指定寄附金（教育）200万の内訳について、2人の方から100万円ずつとお話がありました。これは私の理解ではそのうちの100万円は前議員からの寄附だと思っていたんですが、違いますか。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

この指定寄附につきましてはお2人の方から100万円ずつ寄附がありまして、元議員ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

それで私の理解では、そのお金は笹川小学校の土俵の屋根をつくってくれという寄附だと私は聞いていたんですが、この支出にはそれが出ていないんですけども、それには使われないということですか。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

その指定寄附ということでいただきまして、それにつきましては現在新年度予算の方へ計上する形で、予算要求の方をお願いしております。当然その中でこの財源が生きてくるものだと思っております。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

来年度にこのお金を使って直すという意味で理解してよろしいですか。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

そういうことでお願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

一般会計の方で税金の戻しの件なんです、1件は地籍調査で道路の件なので理解できましたけども、年金方式で保険料を受け取る件なんです、これは個人の方かと思うんですけども、これというのは申請があったんですか、それとも裁判かちょっと何か訴訟を起こしたのかわからないんですが、どういう結果になっているのか、わかれば教えていただきたいと思いました。

あともう1件は、歳入の方で15ページの災害救助費負担金70万円全額県からで、歳出でも70万あるんですけども、ちょっと意味がよくわからなかったもので、説明をお願いできればお願いします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

生命保険の還付の関係でございますが、これにつきましては最高裁の判例で、いわゆる生命保険を受け取った場合に、これを受け取る方法として保険年金という、いわゆる数年間に分けていただくというものがございまして、これを相続税でも申告、それから所得税の申告でも申告ということで、二重に申告しているということでありまして、所得税の方は該当にならないということで、本町の2名の方につきましては税務署の方へ更正の申告ということで税額を減額する申告をしました。これに伴いまして保険税の所得割がございまして、これが減額となるということでの還付でございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

東北地方太平洋沖地震による災害における災害救助費負担金70万円、それとこれに対応しまして歳出の方で応急仮設住宅の借上料70万円、これを計上しているわけですが、これにつきましてはさきの東日本大震災におきまして、仮設住宅などの必要性が生じた県からその手当が足りないので、千葉県に応援要請がありまして、それに基づいて町が民間の賃貸住宅を借り上げましてそれを被災者に提供すると、それに要する費用でございます。基本的には家賃と敷金の方を2戸ずつ見ているものでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

よろしいですね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第36号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13、陳情第3号、関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める陳情、及び日程第14、陳情第4号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情、以上、2件を一括議題とします。

職員に陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本陳情は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第15、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、12月17日から21日までの5日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、12月17日から21日までの5日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

12月22日の会議は議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時31分 散会)